

令和3年第2回

太子町議会定例会会議録

開会 令和3年6月2日

閉会 令和3年6月17日

太子町議会

令和3年 第2回太子町議会定例会会議録目次

第1日（6月2日）

開会宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期決定の件	4
報告第2号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）	5
報告第3号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の件（町長提出議案）	7
報告第4号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の件（町長提出議案）	8
報告第5号 令和2年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件（町長提出議案）	10
議案第21号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第4号）（町長提出議案）	12
議案第22号 太子町固定資産評価員の選任について同意を求める件（町長提出議案）	12
諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件（町長提出議案）	13
諸般の報告（監査・町村議長会）	15
散 会	15

第2日（6月15日）

開 議	19
一般質問	19
散 会	62

第3日（6月17日）

開 議	65
議案第21号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第4号）（予算常任委	

員長報告)	65
議案第23号 太子町手数料徴収条例中改正の件 (町長提出議案)	67
議案第24号 令和3年度太子町一般会計補正予算 (第5号) (町長提出議案)	69
議案第25号 令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算 (第1号) (町長提出議案)	70
意見書案第1号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的支援を求める意見書	72
閉会中の継続審査の申し出について	73
閉 会	74

【第 1 日】

令和3年 第2回太子町議会定例会会議録

令和3年6月2日(水) 午前 9時30分開会

◎出席議員(10名)

1番	斧田秀明君	6番	辻本馨君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	木村厚江君
副町長	藤原幹君	地域整備課長	堀内孝茂君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	西本武史君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉介護課長	武部勝浩君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	松岡健一君
秘書政策課長	東條信也君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
総務財政課長	辻本知也君	学務指導担当課長	矢野敦則君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	生涯学習課長	鳥取勝憲君

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	植木友也
------	------	----	------

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 報告第2号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第4 報告第3号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第5 報告第4号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第6 報告第5号 令和2年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件（町長提出議案）
- 日程第7 議案第21号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第4号）（町長提出議案）
- 日程第8 議案第22号 太子町固定資産評価員の選任について同意を求める件（町長提出議案）
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件（町長提出議案）
- 日程第10 諸般の報告（監査・町村議長会）

○議長（村井浩二君） 皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会が招集されました。皆様におかれましては、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますと共に、感染された方々の一日でも早いご回復をお祈り申し上げます。

尚、感染予防対策として、3月定例会に引き続き、理事者側の出席人数を必要最小限とするほか、議員、職員及び傍聴者においてはマスクの着用を必須としておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

又、地球温暖化防止のため、省エネルギー推進の一環として、本年もエコスタイルを導入いたします。先日開催されました議会運営委員会から10月末日までの本会議を含む全ての会議において、エコスタイルを実施しますので、議員の皆様及び職員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会に当たり、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和3年第2回定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、大阪府に出されている緊急事態宣言について、政府は6月20日まで期限を延長することを決定されました。大阪府内では、感染者数は1ヶ月前に比べ減少傾向にあるものの、医療提供体制は依然厳しい状況が続いているほか、変異株の流行が懸念されており、最大限の警戒が必要な状況でございます。引き続き、基本的な感染症予防対策を徹底すると共に、一日も早く高齢者のワクチン接種を終えられるよう、全力を挙げてまいります。

又、本定例会では、生活支援、感染防止、事業者支援など、住民や事業者の皆様に対する更なる支援に関連する議案についてもご提案し、ご審議いただく予定でございます。今後も引き続き、国や府の動向を注視しながら、必要な支援策を迅速かつ的確に推進してまいります。

それでは、本定例会へ提出いたします案件でございますが、まず、報告案件といたしまして、太子町税条例中改正の専決処分の件ほか3件、予算案といたしまして、令和3

年度太子町一般会計補正予算（第4号）、人事案件といたしまして、太子町固定資産評価員の選任について同意を求める件、諮問案件といたしまして、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件についてでございます。何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご議決並びにご同意を賜りますようお願いを申し上げまして開会の挨拶とさせていただきます。

（開会 午前 9時30分）

○議長（村井浩二君） 本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和3年第2回太子町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

○議長（村井浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、中村議員、9番、山田議員を指名いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、5月26日に開催されました議会運営委員会において、検討いただいた結果、会期は本日6月2日から17日までの16日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月17日までの16日間と決定いたしました。

尚、定例会の運営予定ですが、お手元に配布しておりますとおり、本日は、提出されました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思っております。

ただし、日程第3、報告第2号から日程第6、報告第5号及び日程第8、議案第22号から日程第9、諮問第1号につきましては、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、4日に予算常任委員会を開催していただきます。尚、審議が残りましたら、8日の予備日を当てていただきたいと思います。又、追加議案等が

ございましたら、11日に議会運営委員会と全員協議会を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

15日に、一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りにつきましては、3日の正午とさせていただきます。

17日に最終本会議を開催させていただきます。それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

次に、諸般の報告でございますが、本日は監査の報告を予定しております。

尚、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほど、よろしく申し上げます。

又、本定例会までに受理されました陳情・要望書等につきましては、この後の議員全員協議会にて、その取扱いを決めていただき、措置したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 日程第3、報告第2号、太子町税条例中改正の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第2号、太子町税条例中改正の専決処分の件のご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が原則として本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容でございますが、個人住民税におきましては、所得税において、住宅ローン控除期間の特例の延長措置が講じられたことに伴い、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で税額控除する措置を延長するものでございます。

又、固定資産税におきましては、現行の負担調整措置等を令和3年度から令和5年度まで継続し、その上で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済活動への影響を踏まえ、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地において、前年の課税標準額に据え置く措置を行うものでございます。

軽自動車税におきましては、環境性能割において、新たな環境基準の下で税率区分を見直した上で、臨時的軽減措置を延長するものでございます。加えまして、種別割において講じているグリーン化特例について、対象区分の重点化及び基準の切替えを行った上で、適用期間を2年延長するものでございます。

そのほか、法改正に合わせての規定、文言の整理を行ったものでございます。

以上のとおり、専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により、本議会にご報告申し上げるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、報告がありました。

お諮りいたします。

報告第2号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第2号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号、太子町税条例中改正の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

○議長（村井浩二君） 日程第4、報告第3号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第3号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を給付するに当たり、所要の事務経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1頁をお開き願います。

本補正予算は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ38万6千円を追加し、総額を57億2千460万円とするものでございます。

8頁、9頁をお開き願います。

3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉費、補正額38万6千円、事業別区分8、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）38万6千円の3節職員手当等30万円は、事務に係る時間外勤務手当でございます。

10節需用費5万円は、事務消耗品費でございます。

11節役務費3万6千円は、制度案内チラシや支給決定通知などの郵送代でございます。

続きまして、歳入でございます。

6頁、7頁に戻っていただきまして、16款府支出金、2項府補助金、2目民生費府補助金、3節児童福祉費補助金、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）38万6千円は、事務経費に係る補助金でございます。

本補正予算は早急な対応が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年4月26日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会にご報告申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、報告がありました。

お諮りいたします。

報告第3号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第3号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

○議長（村井浩二君） 日程第5、報告第4号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第4号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を支給するに当たり、所要の経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1頁をお開き願います。

本補正予算は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ4千325万9千円を追加し、

総額を57億6千785万9千円とするものでございます。

8頁、9頁をお開き願います。

歳出についてご説明申し上げます。

3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉費、補正額1千750万1千円、事業別区分9、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）で1千750万1千円の3節職員手当等36万円は、事業に係る時間外勤務手当でございます。

10節需用費10万円は、事務消耗品費でございます。

11節役務費6万1千円は、制度案内チラシや支給決定通知などの郵送代でございます。

12節委託料198万円は、電算処理業務の委託料でございます。

18節負担金補助及び交付金1千500万円は、支給対象者への給付金でございます。

続きまして、4款衛生費、3項上水道費、1目上水道費、補正額2千500万円、事業別区分1、新型コロナウイルス感染症対策事業2千500万円の18節負担金補助及び交付金は、水道料金の基本料金減免に係る大阪広域水道企業団への負担金でございます。

続きまして、9款教育費、4項中学校費、1目学校管理費、補正額75万8千円、事業別区分5、新型コロナウイルス感染症対策事業75万8千円の13節使用料及び賃借料21万1千円及び18節負担金補助及び交付金54万7千円は、淡路合宿に伴うバスの借上料及びキャンセル時のキャンセル料の補助金でございます。

続きまして、歳入でございます。

6頁、7頁のほうにお戻り願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金、補正額1千750万1千円は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金（その他世帯分）1千500万円及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金（その他世帯分）250万1千円でございます。

続きまして、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金2千575万8千円は、財源調整でございます。

本補正予算は早急な対応が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年5月26日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会にご報告申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、報告がありました。

お諮りいたします。

報告第4号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第4号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

○議長（村井浩二君） 日程第6、報告第5号、令和2年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件、これを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第5号、令和2年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件について、ご報告申し上げます。

今回、ご報告申し上げますのは、先の3月定例会における令和2年度太子町一般会計補正予算（第10号）及び（第11号）において、予算の繰越しについてご議決いただき

たもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、事業名、東京2020オリンピック聖火リレー運営事業、繰越額762万5千円は、東京2020オリンピック聖火リレー運営に係る経費でございます。財源としましては、繰入金381万2千円の既収入特定財源及び一般財源381万3千円でございます。本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の一部が翌年度に実施となったことから、繰越しを行ったものでございます。

次に、2款総務費、3項戸籍住民登録費、事業名、戸籍住民登録事業、繰越額642万4千円は、戸籍情報システム等の改修に係る経費でございます。財源としましては、国庫支出金642万4千円の未収入特定財源でございます。本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が見込みどおり進捗されないことから、繰越しを行ったものでございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、健康増進計画・食育基本計画策定事業、繰越額380万5千円は、健康増進計画・食育基本計画の策定に係る経費でございます。財源としましては、一般財源380万5千円でございます。本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が見込みどおり進捗されていないことから、繰越しを行ったものでございます。

続きまして、9款教育費、5項幼稚園費、事業名、幼稚園改修事業、繰越額3千190万円は、幼稚園空調設備更新に係る経費でございます。財源としましては、国庫支出金999万9千円、地方債1千970万円の未収入特定財源と一般財源220万1千円でございます。本事業につきましては、国費の対象となったものの、事業の完了が不可能なため、繰越しを行ったものでございます。

以上、ご報告と内容の説明とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） ただいま、報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

これで、報告第5号、令和2年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件

を終わります。

○議長（村井浩二君） 日程第7、議案第21号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第4号）、これを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第21号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第4号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ1億931万3千円を追加し、総額を58億7千717万2千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のほか、道の駅及び太子・和みの広場前バス停の猛暑対策、テニスコート照明設備の改修などに要する経費の増額を行っております。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置として、国・府支出金、諸収入で予算措置を行うと共に、財源調整として、財政調整基金繰入金で増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第21号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第4号）は、予算常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第8、議案第22号、太子町固定資産評価員の選任について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第22号、太子町固定資産評価員の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

この度、現太子町固定資産評価員の小路庸吉氏より、令和3年6月30日をもって辞任したいとの申し出がありましたので、後任の太子町固定資産評価員に仲村公良氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第22号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第22号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号、太子町固定資産評価員の選任について同意を求める件は、原案どおり同意されました。

○議長（村井浩二君） 日程第9、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の井上芳子氏が令和3年12月31日をもって任期満了となるため、後任として新たに関戸充代氏を、又、人権擁護委員の定数に欠員が生じているため、新たに杉田貴久子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦させていただきたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

尚、候補者の推薦につきましては、法務大臣に令和3年7月末までに行う必要があることから、本定例会に上程させていただくものでございます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

諮問第1号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

諮問第1号を原案どおり適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件は、原案どおり適任とされました。

○議長（村井浩二君） 日程第10、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承をお願いします。

私のほうから、町村議長会関係の報告をします。

去る令和3年5月13日、南河内郡町村議会議長会総会が河南町議会で開催され、任期満了に伴う役員改選がありまして、会長に河南町議会議長の浅岡正広氏、副会長に太子町議会の私、村井が、監事に千早赤阪村議会議長の千福清英氏が令和3年度の役員として決まりました。

又、令和3年5月14日、大阪府町村議会議長会総会が開催され、任期満了に伴う役員改選がありまして、会長に東部地区の太子町議会の私、村井が、副会長には北部地区の豊能町議会議長の永谷幸弘氏と南部地区の岬町議会議長の道工晴久氏の2名が、監事には各地区から、島本町議会議長の東田正樹氏と熊取町議会議長の矢野正憲氏と河南町議会議長の浅岡正広氏の3名が選出されました。

尚、任期は、令和3年5月14日から令和5年5月の役員改選の日までの期間です。

以上で、諸般の報告を終わります。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前10時06分 散会）

【第 2 日】

令和3年 第2回太子町議会定例会会議録

令和3年6月15日（火） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	辻本馨君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	木村厚江君
副町長	藤原幹君	住民人権課長	高上秀明君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	堀内孝茂君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	西本武史君
まちづくり推進部長	村上正規君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	小路展裕君
教育次長	池田貴則君	福祉介護課長	武部勝浩君
秘書政策課長	東條信也君	いきいき健康課長	松井靖君
総務財政課長	辻本知也君	保険医療課長	松岡健一君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
自治防災課長	辻中一嘉君	学務指導担当課長	矢野敦則君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 植木友也

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・太子町の財政状況について……………建石良明君
- ・コロナワクチン接種について……………辻本 馨君
- ・新型コロナウイルス感染症対策について……………斧田秀明君
- ・G I G Aスクール構想について…………… 〃
- ・向少路地区の寄贈を受けた土地の今後の利用について……………中村直幸君
- ・脱炭素社会の実現にむけて……………森田忠彦君
- ・子どもの食育を支えるため学校給食費の無償化を……………藤井千代美君
- ・学校体育館にエアコンの設置を…………… 〃
- ・困難を抱える子ども達への支援を……………西田いく子君
- ・新型コロナウイルス感染症から住民の命を守れ…………… 〃
- ・動物愛護に対する太子町の取り組みについて……………辻本博之君

(開会 午前 9時30分)

○議長(村井浩二君) 皆さん、おはようございます。

本日は一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席をしていただきまして、ありがとうございます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、配布しておりますとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(村井浩二君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、8名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず1番目、建石議員の質問を許します。

建石議員。

[2番 建石良明君 登壇]

○2番(建石良明君) おはようございます。大阪維新の会の建石です。通告に基づき、質問いたします。

まず、今回の質問内容は太子町の財政状況についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの健康・暮らし・経済など、社会経済活動に大きな影響をもたらしています。

都道府県や市町村は専ら感染拡大の防止やそのためのワクチン接種を進めているところですが、一方、コロナ禍による経済の低迷、経済活動の停滞は地方自治体の財政にも重大な影響を与えていると考えます。

そこで、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた太子町の財政への影響について伺います。又、大阪府では市町村と共同で取り組んできた基礎自治機能の維持・充実に関する研究などを踏まえ、財政基盤が脆弱な町村を対象に今後の人口減少や高齢化などがもたらす将来課題が長期的な財政収支にどのような影響を与えるかを分析するために、今年の3月末に町村の中長期財政シミュレーションを作成し、公表しております。

この試算の考え方や、太子町の試算の結果についてお伺いしたいと思います。

○議長（村井浩二君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） おはようございます。

太子町の財政状況について、私のほうからご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大による町財政への影響でございますが、令和2年度におきましては、個人・法人町民税や軽自動車税等については、直ちに大きなマイナス影響は見受けられないものの、市町村たばこ税につきましては前年度よりマイナス30%、金額にして約5千800万円の減収が見込まれております。尚、減収が見込まれる財源の穴埋めとしまして、令和2年度中に減収補填債5千942万9千円の借入れを行い、単年度の収支は確保しましたが、経済活動の停滞から令和3年度の個人・法人町民税のマイナス影響が懸念され、又、評価替えによる固定資産税の減収も確実視されるなど、町財政にとって厳しい状況であると危機感を抱いております。

次に、令和3年3月に大阪府が公表しました町村の中長期財政シミュレーションについてでございますが、大阪府では府内市町村が将来にわたって、住民サービスを維持・充実していけるように、市町村と共同で基礎自治機能の維持・充実に関する研究に取り組んできたところであり、この研究などの成果を踏まえながら、財政基盤が脆弱な町村を対象に、人口減少、高齢化などがもたらす将来課題が町村の長期的財政収支にどのような影響を与えるか分析を行い、その対応として更なる広域連携や行財政改革の推進など、必要な取組について検討を行うことを目的としています。

将来予測における諸条件の設定につきましては、人口減少、少子高齢化、社会保障関係費の自然増加など社会構造の変化を一定見込んだものとなっており、多くの町村で歳入の減少と歳出の増加が続き、財政調整基金が数年後に枯渇する厳しい見通しとなっています。

太子町につきましても、今後の財政収支は人口と連動して町税が減少する一方、社会保障関係経費や物件費などが増加していき、毎年、財政調整基金の取崩しにより、令和7年度には基金の枯渇が見込まれるなど、非常に厳しい内容が示されております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 今回の答弁の中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は税収をはじめ、財政状況にも影響を与えているとのことでもあります。又、太子町の今後の財政

収支の見込みも改めて厳しいことが分かりました。

それでは、今後の財政運営に当たってどういった取組をしていくのかお伺いいたします。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） 今後の財政運営に当たってどういった取組をしていくのかというご質問に対しまして、私のほうからご答弁をさせていただきます。

現在の財政状況は平成31年度決算、又、令和2年度の決算見込みでも2年続けて財政調整基金を取り崩し、残高が急激に減少する状況が続いております。又、財政の中長期の収支見通しにつきましても、町独自の試算でも大阪府の公表内容とほぼ同様の見通しを立てており、府のシミュレーションでも反映されていないコロナ禍の影響に加えて、老朽化が進む公共施設の更新、保全に係る財政需要が更なる収支ギャップを生む要因となることも想定できる中、行財政改革への取組を加速化させる必要があるとの認識を持っております。

厳しい財政状況下ではありますが、基礎自治体として求められる行政機能の維持・充実を図っていく必要があり、そうした中で現在の赤字体質ともいえる状況に陥った町財政を立て直し、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供できる見通しを住民の皆様へお示しすることは、我々に与えられた責務であると考えております。

収支改善に向けた具体的な取組の一例といたしまして、既に令和3年度当初予算編成時には歳出予算額に対する一部シーリングカットを実施したところであり、今後、よりきめ細かな削減目標を立て、次年度以降の予算編成においても歳出予算の見直しを継続してまいります。

加えて、更なる広域連携の推進に取り組み、限られた人材、財源の中で常に最大限の効果が発揮できるよう、機能的な体制づくりを目指してまいります。そういった取組の指針の一つとなるべき行財政プランの策定については、4月以降の新体制下で現在進めており、コロナ禍の影響も踏まえた財政シミュレーションをしっかりと行った上で、事業評価等による既存事業の統廃合による歳出抑制や使用料及び手数料の見直し、ふるさと納税事業への取組強化、企業誘致による自主財源の確保など、収支改善策を反映させた内容となるよう、議員の皆様にもお示ししながら、今年度中に策定してまいります。

その他、地方自治体を取り巻く大きな環境の変化としまして、公民連携やDXの推進等があり、太子町としてもこういった環境の変化に対し、機敏に反応し、行財政改革に

つなげるような取組を継続していくことが町財政の健全な運営を実現する第一歩であり、住民福祉の向上に必要な不可欠なプロセスであると考えております。しかしながら、ただただ削減だけをするのではなく、必要な施策についてはしっかりと推進をまいります。

いずれにいたしましても、町財政状況や行財政改革の取組につきましては、住民の皆様にも分かりやすく、しっかりとお伝えすることが重要であると考えており、ホームページや広報紙での見える化を進めてまいります。

持続可能で安定した財政運営の実現に向け、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員の皆さんをはじめ、住民の皆様にもご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 今のご答弁の行財政プランの策定を4月以降の新体制下で進めているとのことで、住民福祉の向上のため、今後の健全な財政運営を行っていただきたい。ただ削減だけをするのではなく必要な施策を推進することだが、住民の皆様に分かりやすく伝えていくとの答弁がありました。このことは私からも強くお願いして、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、建石議員の質問を終わります。

次に、2番目、辻本 馨議員の質問を許します。

辻本 馨議員。

[6番 辻本 馨君 登壇]

○6番（辻本 馨君） 自民党の辻本 馨です。通告に従いまして、質問を行います。

今回は、ワクチン接種の状況など幾つかお尋ねします。

まずは、現在も医療現場において懸命に努力されておられます医療従事者、関係者の全ての皆様に感謝の誠を捧げたいと思います。又、国や自治体はこの国難に立ち向かう千軍万馬の勇士に特別のご厚情を賜らんことを願うものであります。

さて、5月7日から受付が始まった高齢者ワクチン接種については、受付開始から3日ほどは電話がかかりにくく中々予約が取れないといったことも聞いておりますが、その後は順調に予約も入っているようで安心しております。又、ワクチン接種も富田林医師会の管内である市町村合同で実施することとなり、5月13日の先行接種、5月16日からの本格接種と、PLとすばるホールで行われています。

そこでお尋ねします。直近での予約人数や接種人数はいかほどでしょうか。又、町内

の高齢者施設に入居されている方の接種はどのようになっておりますか。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 新型コロナワクチン接種について、現状はどうなっているかについて、私のほうからご答弁申し上げます。

本町の新型コロナワクチン接種につきましては、65歳以上の高齢者に対して、富田林医師会管内の富田林市、河南町、千早赤阪村、そして本町の4市町村合同で富田林医師会のご協力の下、集団接種を行っております。

ご質問にもありましたように、5月7日から予約を受け付けましたが、予約開始から3日間は電話が非常につながりにくく、ご不便、ご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

その後もたくさんのご予約をいただき、6月13日現在、対象者の86.5%の方にご予約をいただいております。又、1回目を接種していただいた後、2回目の予約を取っていただいておりますが、そちらも1回目を接種していただいた方の93.1%が予約をされております。

又、接種会場は重篤な副反応が出た場合を考え、すぐに対応できる病院の近くが望ましいという医師会のご提案を受け、富田林市内のパークトリバティ教団錬成会館、及び富田林市立すばるホールの2ヶ所で、4市町村合わせて毎週約7千人の方に接種を行っており、各市町村の人口割合に応じた接種人数の割当てにより、本町では6月13日現在で延べ2千142人の方に接種を受けていただきました。6月6日からは2回目の接種も始まり、国が示す7月末までには予約していただいた全ての方に接種ができることとなります。

一方、これとは別に、富田林医師会のご協力により、高齢者施設への巡回接種も並行して行っており、現在、町内外の施設に入所されている本町住民のほぼ全ての方に1回目を、90%以上の方には2回目も接種していただいております。6月中には2回の接種が完了する運びとなっております。6月13日現在で1回でも接種を受けられた方は、集団接種、巡回接種を合わせまして、51.2%となっております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 辻本 馨議員。

○6番（辻本 馨君） なるほど、現状としてスムーズに進捗しているのであれば、引き続き目標完遂に向け、取り組んでいただきたい。

次に、これから始まる64歳以下の接種ではありますが、いろいろと問題点があるように思われるが、一日も早く接種を終わらせ、ふだんの平穏な日常生活に戻すのが私たちの責務である以上、最善策を講じ、これが達成に遺憾なきを喫すべきであります。

そこで、64歳以下の接種に当たっては、いろんな勤務体系の仕事に携わる本町の住民に対してどのように接種を進めていくのか。日中ではなく夜間の接種も考えていく必要もあると思います。接種券の送付をどのように行うのかお聞かせください。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 今後、接種を進めていく基礎疾患のある方や64歳以下の方の接種の質問でございますが、今後、接種が始まります64歳以下の年代はお勤めされている方も多数おられることから、接種時間の設定に工夫が必要であると思われま

す。高齢者接種にめどが立ってきたことから、現在、医師会とも基礎疾患を有する方や64歳以下の方の接種について協議しており、医師会からは重篤な副反応がこれまで起きていないことから、太子町内での接種や日程の前倒し、又、夜間等の時間帯の接種についてもご提案をいただいております。実施可能なものについては前向きに検討しているところでございます。

又、接種券については大阪市内での大規模接種会場や職域での接種をされる方もおられると想定されることから、そちらでも接種ができるよう、6月21日までには発送することとしております。

尚、予約の方法につきましては、現在行っております高齢者接種の予約が円滑に進んでおりますことから、基本的にはそれを踏襲しつつ、予約が集中しないよう、又、基礎疾患を有する方の優先予約など、よりよい方法を検討してまいりたいと考えているところで

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 辻本 馨議員。

○6番（辻本 馨君） 何よりも大切なことは町民の生命を守ることである。そして、安心して平穏な日常の生活を取り戻すことであるのは言うまでもないが、そうなるためにも、ここは行政と住民とが一体となって取り組む必要がある。協力できるところは協力して、お願いすることはお願いをしてコロナとの闘いに勝たねばならないと思います。

不平や不満はそれぞれにあるかと思えます。我慢と忍耐、その先に普通の暮らしが待

っている、そう願わずにはいられないのであります。辛抱強く耐えながら、不幸にして命を落とされた方もおられます。私たちはそうした方の分まで強く生きていかなければならないのであります。

オリンピックも開催し、ワクチン接種も順調に進んでいけば、この国の将来を決める総選挙も行われます。自民党は責任政党である以上は、この国を正しい方向へ導いていかなければならないのであります。

64歳以下の接種の一日でも早く終了することを願い、又、重ねて医療従事者を含む関係者に対し、その労苦を報いるべきであることを申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、辻本 馨議員の質問を終わります。

次に、3番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔1番 斧田秀明君 登壇〕

○1番（斧田秀明君） 議席番号1番、しなが会斧田秀明でございます。通告に基づきまして、質問させていただきます。

今回、新型コロナウイルス感染症対策並びにGIGAスクール構想についての質問です。理事者におかれましては適正なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する太子町の取組についてお伺いします。コロナ禍が長期化する中、国民の生命と暮らしを守ることは国の最大の責務であります。又、私たち住民に身近な地方公共団体、基礎自治体も国と府との適切な役割分担を踏まえ、この難局を一刻も早く乗り越えていくための取組を行うことが求められています。

先般、内閣府が実施しました意識調査では、コロナ疲れを感じると答えられた人が70%を超えており、本町においても、昨年4月に緊急事態宣言が発出されて以降、1年以上が経過し、全ての住民が不自由な生活を余儀なくされている現状が続いています。

このような中、新型コロナウイルス感染症の収束に最も有効な手段、切り札となるワクチン接種の状況等につきましては、先ほどの辻本議員の質問に対して答弁されたところ です。

私のほうからは、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した様々な取組を含め、昨年4月以降、本町としてどのような方針、考え方で、この新型コロナウイルス感染症への対応を行ってきたのか、又、これまでの取組に対する成果や課題はあるのかをお伺いいたします。

○議長（村井浩二君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 新型コロナウイルス感染症対策について、私のほうからご答弁させていただきます。

まず、昨年4月以降の新型コロナウイルス感染症に対する本町の取組関係についてでございます。新型コロナウイルス感染症の第1波が全国に拡大し、大阪府に第1回目の緊急事態宣言が発出されていた昨年4月に新体制による調整がスタートしました。小規模基礎自治体であり、職員数が少ない本町においても、この非常事態への対応を最優先事項として、職員一丸となり全力を挙げてこのコロナ禍への対応を行ってきたところでございます。

これまでの取組としましては、まず、感染拡大の防止策として、妊婦、高齢者施設利用者及び感染ハイリスク者などへのマスク提供や公共施設、学校への消毒薬、手洗い石けん等の設置、又、防災行政無線の定時放送を含む各広報媒体を活用した感染予防の啓発などを行いました。

又、昨年5月の国の特別定額給付金につきましては、一日でも早く全ての住民の皆様にご給付金をお届けできるよう、案内文の封入作業を全部署の応援体制により実施し、他の市町村と比べても早期の給付を行うことができました。又、子育て世帯への給付金などにつきましても、早期の給付に努めてきたところでございます。

又、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した感染症防止対策、生活支援対策、事業者支援対策などにつきましては、議員の皆様や各職員から本町に必要となる施策の提案を募集すると共に、国と大阪府により順次打ち出される施策の内容を見極め、町の役割を整理した上で、最も有効となる事業を実施してまいりました。

とりわけ、生活支援対策につきましては全世帯に行き届く支援を体系立てて考え、国、府の制度の隙間となる事業を実施してまいりました。具体的には国の特別定額給付金の基準日以降に生まれた新生児に10万円を給付する太子町版特別定額給付金、高校生などの在学学習支援として3万円分のクオカードを支給する、高校生等在宅学習応援事業、学費に困窮している大学生等の学びを支援するため、3万円を支給する大学生等学業継続支援給付金、そして、コロナ禍が長期化していることから更なる生活支援として、全住民を対象とした太子町版生活支援特別給付金などを行いました。

又、事業者支援につきましても、国の持続化給付金や雇用調整助成金、大阪府と市町村共同での休業要請支援金などを考慮し、国の制度の対象外となった事業者への支給と

しての太子町版持続化給付金や事業者支援激励金などの事業を行ってまいりました。

そのほか、自宅療養者等に食料品や日用品をお届けする自宅療養等応援パック事業など、国や大阪府の施策で不足する部分に焦点を当てた計42事業を太子町支援パッケージとして実施してまいりました。加えて、他機関等の連携した取組としましては、地域福祉活動の支援に係る連携協定を締結しております太子町社会福祉協議会との連携による高齢者の見守り活動を実施いたしました。

事業に取り組む上で課題としましては、国の臨時交付金を活用して事業を実施するに当たっては、国への申請や交付決定などタイトなスケジュールに合わせて、太子町で必要な施策を検討し、的確に実施していくことが求められましたが、これら多くの臨時事業を必要なタイミングで実施できたことは、各議員の皆様のご理解とご協力、又、各関係機関からのご支援、加えて通常業務と臨時業務に日々取り組んでいる職員の努力によるものと考えております。

最後に、ワクチン接種事業につきましては、先ほどもありましたように、富田林医師会の協力の下、4市町村合同で実施しており、本町におきましては、今年3月1日、新型コロナウイルスワクチン接種事業プロジェクトチームを設置し、取組を進めております。

又、この間、4月1日の組織改正や健康福祉部内での更なる応援体制の構築により、プロジェクトチームの強化を図ると共に、ワクチン接種会場での事務従事体制の構築として、各部署から23名の職員を選出し、協力体制を構築したところでございます。

今後も、富田林市内2会場で実施している65歳以上の方を対象とした集団接種に加え、64歳以下の方を対象としたワクチン接種が安全で円滑に実施できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ただいまのご答弁をいただきまして、あっという間の1年であったと感じました。

まず、感染拡大の防止策として、感染ハイリスク者へのマスク提供や公共施設等への消毒剤等の設置について、又、防災行政無線の定時放送を含む広報媒体の活用については、本当に感染予防のみならず、健康管理にも住民の方にはつながっていたんじゃないかなというふうに思っております。

そして、昨年5月の国の特別定額給付金や子育て世帯への給付金につきましても、早期給付が実現できたのは、その裏側で職員の皆様が一丸となって取り組まれていたというふうに感じました。又、全国と比べましても早期給付が実現されたというふうに感じました。

生活支援対策につきましては、全世代に行き届く支援を体系立てて考え、国の制度並びに府の制度の隙間となる事業を実施されました。臨時事業支援につきましても、国や大阪府と府内市町村の共同の支援金などを考慮して、国制度の対象外となったような事業、太子版持続化給付金や事業者支援激励金などの事業が行われました。その他、自宅療養者等の食料品や日用品をお届けする自宅療養等応援パックの取組については、本当に助かるものと思います。

ここで改めまして、職員の皆様が一丸となって住民に寄り添った数多くの感染症対策を講じていただいたことがよく分かりました。本当にありがとうございました。

さて、令和2年度の事業を中心としたこれまでの取組状況をお聞きしましたが、その成果や課題を生かした感染症対策等を今後どのように進めていかれるのかをお聞かせください。

○議長（村井浩二君） 副町長。

○副町長（藤原 幹君） これまでの成果や課題を生かした新型コロナウイルス感染症対策について、私のほうからご答弁申し上げます。

先ほど、政策総務部長から説明がありました国の臨時交付金を活用した令和2年度事業につきましては、その時々が必要と考える事業を適宜実施してまいりました。

今年度につきましても、国の令和2年度第3次補正予算分における本町の限度額、又、春先からの感染拡大の影響や国、大阪府が打ち出す施策内容を見極めながら、総合的に今の太子町に必要な事業を検討し、本定例会に補正予算として上程させていただいているところです。

主な事業としましては、昨年度の実施事業のうち効果的であったと考える水道基本料金の全額免除、町立幼稚園、小中学校の2学期分の給食費の無償化、令和2年度に引き続き、新生児を対象とした太子町版特別定額給付金、又、中小企業等を応援する事業者支援激励金に加え、ワクチン接種等により感染症が収束した後、ポストコロナの新しい生活様式に対応した感染防止対策事業など約20事業を予定しております。

今後も国及び大阪府の動向を注視し、しっかりと連携を取りながら必要な施策を実施

し、職員一丸となって町として住民の生命と生活を守るという最優先の役割をしっかりと果たしてまいります。

○議長（村井浩二君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁いただきましてありがとうございます。

昨年度の実施事業のうち効果的であった主な事業の水道基本料金の全額免除、給食費の無償化と太子町特別定額給付金及び事業者支援激励金などに加えて、ワクチン接種等により、感染症が収束した後のポストコロナの新しい生活様式に対応した感染防止対策事業など、今年度の事業ですが、今後とも国及び大阪府の動向を注視されると共に、住民の生命と生活を守るという最優先の役割をしっかりと果たしていただいて、笑顔あふれる太子町の福祉の向上に努めていただけたらというふうに思います。

先ほどの辻本議員のところでもありましたけれども、64歳以下のワクチン接種につきましては、今後、一段とスピード感が求められてくると思います。これまで行ってきました4市町村合同接種方式が実質的な基礎となるとは思いますが、より太子町の住民の皆様が便利になったと思える方策の検討をお願いしまして、新型コロナについての質問は終わります。

それでは、2つ目の質問事項に入ります。昨年9月定例会で質問しました教育委員会の内容のうち、GIGAスクール構想のその後についての質問です。GIGAスクール構想とは1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもも含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく適正に、個別的適正化が、資質向上が一層確実に育成できる教育である教育ICT環境を実現するものでございます。

これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることによって、教師、児童生徒の力を最大限に引き出すこととしております。つまり、これまでの学校現場で培われてきました教育実践の実績にICTを掛け合わせることで、この構想を実現しようとするものです。

それでは、これまでとどのような変化や効果があるのでしょうか。一例を用いて説明させていただきますと、これまで教師が大型のテレビを用いたりして説明をし、子どもたちのある程度の興味、関心、意欲を高めることができていたと思います。ただ、それが1人1台端末の環境になりますと、教師は授業中でも一人ひとりの反応を把握できるようになります。

そのことで、子どもたち一人ひとりの反応を踏まえた双方向の一斉授業が可能となり、これに合わせた授業の実現ができるようになり、学びの深化、深く掘り下げるというふうなことにつながってまいります。ICT機能を使いこなすことにより、これまで以上に児童生徒と教師の関係が深まるということになります。

それでは、太子町のGIGAスクール構想のその後についての質問です。現状の整備状況、職員研修、又、現状の利用状況等、そして、これまでの取組から明らかになった課題についての答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） GIGAスクール構想に伴います学校ICT環境の整備事業の整備状況、それからその後の導入から2ヶ月余りたった活用の状況について、私のほうからご答弁を申し上げます。

GIGAスクール構想が国から打ち出された後、新型コロナウイルス感染症による休校措置等といった学習環境の変化に対応するため、当初は段階的整備方針であったものが前倒しとなり、本町でも令和2年度末をもって小学校及び中学校の全校全学年で高速大容量に対応した通信環境の整備及び1人1台の端末機器の整備を完了したところとなっております。

通信環境の整備につきましては、動画での授業や遠隔教育での活用に対応するため、構内のケーブル配線及び校内無線LANアクセスポイントの増強を行ったところでございます。又、学習用端末につきましては、グーグル社のクロームブックというタブレット端末を1人1台、約1千100台整備すると共に、鍵付きの充電保管庫を12台設置しており、高速大容量の通信ネットワーク環境の整備と併せ、ストレスなくインターネットにアクセスでき、授業等に支障がない学びの環境を整えております。

子どもたちは登校後、各自のQRコードを使って端末を立ち上げ、一斉に使用しても通信速度が落ちたりするトラブルもなく、授業において活用しておるところでございます。

ハードの整備に合わせました職員への研修につきましては、令和2年度中に各学校の代表教員が大阪府教育庁主催の研修に参加をし、タブレット端末を活用した授業の展開や先進的な取組を実践している市町村の好事例などの紹介を受けたところでございます。この研修参加者を中心に町内においては、各校のICT活用リーダーとなる教員によるICTワーキングチームを立ち上げてございます。1人1台端末の整備に先立って、町

立小中学校の全教職員に対し、クロームブックを様々な場面で有効活用するために必要な基礎知識を学ぶキックスタートプログラムを実施し、タブレット端末を活用した事業の展開について研修をしました。

今年度に入ってから、継続してICT研修の実施を計画し、2学期の初めには各学校の実践交流会を行うこととし、教職員のICT活用力の向上を図っているところがございます。更に、前年度に引き続き、各校の代表教員が府教育センター主催の研修会にも積極的に参加をし、各校のICT活用のリーダーシップを取ることで、より効果的な活用を促しております。

このような研修で積み上げた知識をベースに、実際の授業においてクロームブックを積極的に使い、教育関係用に開発された専用サービスであるグーグルワークスペースを通じたいろいろな場面や場所での活用を進めております。授業の振り返りや小テストをタブレット端末を活用して実施することで、アンケート結果などが瞬時に集計され、子どもたちの学びの理解度の検証が容易にできるようになりました。

又、小学校ではアプリ教材を取り入れ、昆虫の体のつくりを観察するためにタブレット端末を活用する方法に取り組んでおります。ジャムボードと呼ばれるウェブ上のホワイトボードを活用した意見交換では、子どもたちが双方向で自分の意見を自由に発言し合うなど、言語能力の向上を目指して取り組んでおります。

又、中学校ではネットを使った調べ学習にとどまらず、ジャムボードを活用した共同学習やグーグルミートというウェブ会議システムによる学び合い活動にも取り組んでおるところとなっております。

更に、国費負担による授業支援ソフトを活用したデジタル教科書活用の実証実験にも参加をしており、各学校1教科でデジタル教科書を使用し、コロナ禍で実施が困難な理科の実験などを動画等にて分かりやすく学ぶことができています。

以上のように、これまで長きにわたって学校現場で培われてきました教育実践に、ICTを活用した授業改善が加わったことにより、多層的・多面的な学習活動の一層の充実を進めているところとなっております。

以上です。

○議長（村井浩二君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。小学校及び中学校の全校全学年での通信環境の整備及び1人1台の端末機器の配備が完了しておられ、本当に大変ご苦

労さまでした。といいましても、この授業はこれからが本当のスタートだというふうに考えております。子どもたちを指導していく教職員の皆さんの資質向上のために、先ほどご答弁いただきました様々な段階における研修であったりとか、又、校内での取組、そして学校間での取組、そういうふうな形で今までなかったような形での教育の中での連携というふうなものが、ぜひこういうふうなものを機会につくっていただければというふうに考えております。

そして、又、これまでの取組から明らかになった課題について実際に稼働されることで見えてきた課題などがきっとあると思います。この点につきましてもご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 今般のICT環境整備において、高速大容量の通信環境と1人1台端末のハードの整備は完了したものの、活用面や追加整備の問題等、ハードソフトの両面での課題があり、引き続き対応の必要があるものと考えてございます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により学校の臨時休業の措置を取らざるを得ない状況が顕在化する中、タブレット端末の家庭への持ち帰りを今後どのように進めていくのかという問題が現出しました。

大阪市においては休校措置の対応として先進的にオンライン事業に取り組まれておりましたが、逆に様々な課題が浮き彫りとなることともなっております。本町においても小中学校が長期間にわたる臨時休業となった場合には、タブレット端末を自宅に持ち帰り、児童生徒の学びを止めないように取り組まなければならないと考えてございますが、そのためには個々の家庭のWi-Fi環境の詳細な調査や太子町としてタブレットを活用した家庭学習の在り方についてや持ち帰りによって様々な生じる問題に対応するために、持ち帰りルールを策定するなど、オンライン、オフライン使用の両面について検討していく必要があると考えてございます。

教職員の更なるスキルアップという面では、小中学校で横断的に組織をしてございますICTワーキングチームを通じ、町立小学校の教職員が中学校の授業を視察するなど、実際の取組を通じた研修も開催し、活用方法の研究を進めてまいります。その場で培った取組の成果は小中連携から一步進めた小中一貫教育の流れにおいて、町立小中学校教職員研修で共有し、太子町の子どもたちが学んでいく上でより分かりやすい授業となるよう実践をしてまいりたいと考えてございます。

又、近隣市町村はじめ、先進的に取り組んでいる学校や市町村の情報を積極的に取り入れ、電子黒板やデジタル教科書の導入の検討など環境面における追加整備についても、更に充実させていく必要があると考えており、国、府の動向を注視しながら対応してまいります。

引き続き、太子町としてのGIGAスクール構想の推進に向けて、ハードソフトの両面についてバランス良く計画的に取り組む、子どもたちの学びをサポートしてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（村井浩二君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。

学校の臨時休業の際には、タブレット端末の家庭の持ち帰りというふうなものが、私のほうとしてももっと単純にできるかと思っていましたが、大阪市の事例等により逆に様々な課題が浮き彫りにされたという説明をいただきました。太子町の課題につきましても同じような形で取り組んでいただけたらというふうに思っております。

そして、教職員の今後とも更なるスキルアップという面だけではなく、小中連携から一歩進めた小中一貫教育への流れにおいて、太子町立小中学校教職員研修で共有し、新たな太子町の教育を重ねていただければ、本当に良い成果につながるものと考えております。

教職員の皆様におかれましては、太子町の子どもたちのために本当にご苦勞をおかけいたしますが、ますます研鑽いただきますようお願いを申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村井浩二君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

次に、4番目、中村議員の質問を許します。

中村議員。

〔7番 中村直幸君 登壇〕

○7番（中村直幸君） 議席番号7番、自民党の中村でございます。通告に基づきまして、向少路地区の寄贈を受けた土地の今後の利用についてお尋ねをいたします。

理事者各位におかれましては、明快なご答弁のほどお願いいたします。

向少路地区の土地については、先般、叡福寺で執り行われました聖徳太子1400年御遠忌大法会の際に、駐車場として貸与されたと思っておりますが、又、東京2020オリン

ピック聖火リレーでは、コロナウイルス感染症拡大に伴い、公道での聖火リレーが中止となったものの、当初の予定ではこの土地を駐車場として利用されると聞いておりました。

又、昨年12月の一般質問に対して、私は将来的な土地利用活用については、本町の第5次総合計画や都市計画マスタープランの土地利用方針、各種法規制などの整合性を考慮しつつ、議員の皆様や住民の皆様から広くご意見やお知恵を募りながら議論を進め、土地利用の方向性を決めてまいりたいと考えておりますと、このような答弁をいただいておりますが、しかし、この土地は太子町の市街地の中心地に位置しており、例えば、防災拠点の要となる防災センターの建築、又、農業分野では太子町の長年の特産品でありますぶどう塾において、生産者の後継者を育てるというぶどう塾など大きな成果を上げており、複合的な観点、観光拠点として整備、更には、現在、国では子ども庁の新設の話も出ております。

そこで、子育て支援センターなど、又、太子町道の駅転用など様々な転用の土地利用を考えることができます。その後、土地利用に対する議論が進展している状況が見えません。

改めてお尋ねをいたします。向少路地区の土地については、現在、毎年草刈り、又、除草剤などによる維持管理のみの実施をされていますが、今後の土地利用に対する検討状況やお考えを具体的にお答えください。

○議長（村井浩二君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 向少路地区の寄贈を受けた土地の今後の利用について、私のほうからご答弁申し上げます。

まず、議員ご指摘のとおり、当該土地の利用につきましては、昨年12月議会の森田議員からの一般質問に対しまして、将来的な土地の利活用につきましては、第5次総合計画や都市計画マスタープランの土地利用方針、各種法規制などの整合性も考慮しつつ、議員の皆様や住民の皆様から広くご意見やお知恵を募りながら議論を進め、土地利用の方向性を決めてまいりたいとご答弁させていただいております。

現時点におきましては、土地利用に関する検討組織を設置し、具体的な行動計画などをお示しできるまでには至っていない状況でございます。又、現状での土地利用につきましては、先般、叡福寺で執り行われました聖徳太子没後1400年御遠忌の駐車場として貸与させていただき、現在は（仮称）生涯学習施設建築工事に伴う発生土の仮置場

として有効活用しているところでございます。

加えて、本格的な土地利用までの間でございますが、災害ごみの仮置場としても活用することとしております。尚、当該土地の維持管理費につきましては、寄附を受けた当時の平成30年度で約180万円、その後、平成31年度で約160万円、令和2年度で約80万円を支出しており、今年度は約50万円の支出を見込んでおります。

いずれにいたしましても、現時点において当該土地の活用方法については多様な可能性を持っていますが、法的な問題や形状的な問題など、今後、土地利用を検討する上で明確にしなければならない様々な課題がございます。

まずは、役場庁内で横断的な検討会を設置し、具体的な問題点を可視化した後、どのような土地利用が可能かを、例えば民間からの事業提案を求めるサウンディング型市場調査や公民連携の可能性も視野に入れた検討を進めると共に、議員の皆様や住民の皆様から広くご意見やお知恵を募りながら、太子町の未来を見据えた土地利用を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 中村議員。

○7番（中村直幸君） 12月の答弁とさして変わりのないご答弁をいただきまして、議会では特別委員会なども立ち上げてでも、我々の議員の中でも進めていきたいという考えも持っております。

いずれにせよ、向少路地区の土地は数少ない広大な敷地面積を有する公用地であります。寄贈していただいた方の思いだけではなく、住民の方々の利便性の向上や地域の活性化、又、にぎわい創出などに寄与できるような土地になるよう、強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君） 中村議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（村井浩二君） それでは、再開いたします。

次に、5番目、森田議員の質問を許します。

森田議員。

〔 8 番 森田忠彦君 登壇 〕

○ 8 番（森田忠彦君） 議席番号 8 番、自民党会派森田でございます。今回、私は脱炭素社会の実現に向けての質問をさせていただきます。

国は 2050 年までの脱炭素社会の実現、2050 年カーボンニュートラルを昨年 10 月に宣言し、本年 5 月 26 日に 2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として規定する改定地球温暖化対策推進法を成立させたところでございます。

又、本年 4 月 22 日に菅総理が表明した 2030 年度に温室効果ガスを 46%削減することを目指す。更に 50%の高みに向けて挑戦を続けるという方向づけをされました。2030 年度までということは 9 年しか時間的な猶予がなく、現在、利用できる技術を最大限活用し、これを実現することが大切であるとされています。

このような中、先般、開催された脱炭素社会に向けての住宅建築物の省エネ対策等の在り方検討会において、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるに当たっての対策案が示され、国や地方公共団体等の公的機関による率先した取組、特に太陽光発電の活用は重要であるとされ、住宅建築物への太陽光発電設備設置を促進するため、国や地方自治体をはじめとする公的機関が建築主となる住宅建築物について、新築における太陽光発電設置の設備を標準化すると共に、既存ストックや公有地等において可能な限り太陽光発電設置を推進するなど、率先して取り組むこととされています。

私も地球温暖化対策と町財政の確保の観点から、平成 21 年 6 月の定例会、ちょうど 10 年前になりますが、太子町庁舎の太陽光発電システム設置についての質問をさせていただきました。

当時の答弁では、庁舎の屋根への設置は構造上問題があり、検討を要する課題である。又、町が保有する公共施設の個々の状況、課題等を整理し、前向きに調査検討を行っていくとのことでした。この際、私のほうからは町として環境対策を重視した考えの下、導入に向けた積極的な取組が必要であると強く要望させていただきました。

それから、10 年が経過し、今般の国の施策を受け、本町でも公共施設はもとより、住宅のほか耕作放棄地やため池の水面など、あらゆる未利用地に太陽光パネルを設置されるような取組を行うべきであると考えています。

町長も公約として、公民連携で SDGs とリンクしたまちづくりを掲げられています。この持続可能な開発目標 17 項目の中の一つがエネルギーをみんなに、そしてクリーンであり、国際的に持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保することが求め

られています。

そこでお尋ねします。本町所有施設の太陽光発電設備の設置の状況と、今般の国の施策を踏まえ、太子町として今後どのように対応していくのかお答え願います。

○議長（村井浩二君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 脱炭素社会の実現に向けて、私のほうからご答弁申し上げます。

まず、議員ご質問の本町所有施設における再生可能エネルギー等の導入状況、とりわけ太陽光発電設備の整備状況でございますが、現在、太陽光発電設備を設置している施設は、平成23年3月より運用を開始しております町立総合福祉センターと、平成26年4月より運用を開始しております町立山田小学校の2施設でございます。

今後の予定としましては、現在、建築中の（仮称）生涯学習施設におきましても、太陽光発電設備を設置することとしております。

又、脱炭素社会に関連するその他の取組といたしましては、平成29年度の庁舎空調設備等の改修時に、省エネルギーによる光熱費削減効果のほか、エネルギー使用時に発生するCO₂を削減する効果も期待できるESCO事業を導入しております。同じく平成29年度にCO₂の排出を抑制し、低炭素化を進めるため、道路照明灯の調査及びLED導入計画を策定し、LEDに更新していない道路照明灯、公園照明灯及び防犯灯を全てLEDに更新しております。

次に、脱炭素社会の実現に向けた国の動向を踏まえた本町の今後の取組でございます。第5次総合計画後期基本計画では、地域での活動が地球規模の環境問題の解決にもつながることを認識し、循環型社会の実現に向け、環境への負荷の軽減に向けた取組を行うこととしております。

ご案内のありました脱炭素社会に向けた住宅建築物の省エネ対策等の在り方検討会で示された公共施設の新築における太陽光発電設備の設置の標準化をはじめ、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースで示された荒廃農地への営農型太陽光施設の設置を促すための転用規制の見直し、又、国、地方脱炭素実現会議で示された地域脱炭素ロードマップなど、国の脱炭素社会への取組が加速している状況にあります。

本町としましては、国の各施策等を詳細に把握すると共に、再生可能エネルギー等の導入を推進し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 森田議員。

○8番（森田忠彦君） ただいまの答弁で、再生可能エネルギー等の導入で脱炭素社会の実現に向けて取組を進めますということですが、これは国の施策でもありますので、各市町村も同じことを行っていくと思います。太子町独自のスピード感、又、目立った施策を太子町が各方面から注目をするような取組を進めていただきますようお願いいたします、質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、森田議員の質問を終わります。

次に、6番目、藤井議員の質問を許します。

藤井議員。

〔4番 藤井千代美君 登壇〕

○4番（藤井千代美君） 日本共産党の藤井です。通告に基づきまして、子どもの食育を支えるため、学校給食費の無償化について質問します。

学校給食法は食を通じた子どもの心身の健全な発達を目的とし、食育の推進をうたっており、学校給食は教育の一環として実施されています。学校給食は子どもの成長発達を支える大切なものです。

文部科学省が平成30年7月に取りまとめた平成29年度の学校給食費無償の実施状況によると、全国1千740自治体のうち76自治体が小学校、中学校と共、学校給食費の無償化を実施しており、424自治体が学校給食費の一部無償化、一部補助を実施しているとの結果が示されています。

この文部科学省の調査結果が出て以降も、公立小中学校の給食費の保護者負担を全額無償にする制度や一部を助成する制度は、食育という視点からだけではなく、子育て支援や定住しやすい環境づくりを目的に全国で広がっています。

2020年12月議会での西田議員の質問に対し、年間トータルで約6千万円の食材費、既に補助している要保護・準要保護世帯への扶助費約700万円を除いた5千300万円を上積みにした町単独経費を要することとなるため、無償化の実施に当たっては財政状況を鑑み、慎重な検討を要するもの、今後、無償化を実現するに当たっては、給食費の公会計化に対する国の動向も加味しながら、無償化の範囲や規模、内容などについて吟味し、持続可能な町財政運営をベースに方法論について見極め、実現に向けて検討してまいりたいとの答弁がありました。

3月議会の当初予算に検討結果が予算として現れることを期待していましたが、残念

ながら給食費の無償化は実施に至っていません。令和2年度は6月から9月、この6月議会では9月から12月の2学期だけの給食費全額補助が補正予算で計上されましたが、期間限定であり、このことをもって公約が実施されたとは言えません。選挙公約は4年の任期中に行うものだと思っています。

町長は公約をどう考えているのでしょうか。実現に向けて検討してまいりたいとの答弁がありました。既に町長に就任して1年がたちました。町長は任期中に学校給食費無償化という公約実現の覚悟はあるのでしょうか。保護者にとって、子どもが2人、3人いる場合、給食は家計に重くのしかかってきます。

以上、町長の答弁をよろしく願いいたします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 学校給食費の無償化の実施についてのご質問にご答弁を申し上げます。

太子町では歴史と伝統に培われた教育の町として、地域と共に育む学校教育の充実を第5次総合計画にも位置づけ、様々な教育施策を行っているところでございます。近年においては、学校給食センターの改修工事、学校施設の耐震化工事、町立中学校の大規模改修、小中学校の全普通教室へのエアコン設置、更に現在は令和8年度の完了に向けて、小中学校のトイレ環境改善にも取り組んでおり、いずれも府内においてもいち早く着手し、教育環境の整備と向上を図ってきたところとなっております。

又、昨年度は国が打ち出しましたGIGAスクール構想に基づいたICT教育環境の整備のため、通信設備や児童生徒への1人1台端末の整備を完了したところです。又、食育基本法にもうたわれているとおり、ますます重要性を増している学校給食においては、季節に応じた旬の食材や地元産のものをできるだけ積極的に献立に取り入れる地産地消の取組等も行い、伝統的な日本の食文化を受け継ぎ、望ましい食習慣を身につけることができるよう配慮した安全・安心な学校給食の提供に努めるなど、教育施策全般にわたって精力的に取り組んできたところとなっております。

学校給食法において、小中学校における給食の提供に係る経費の負担については、給食の実施に必要な施設、運営に要する費用は学校設置者である教育委員会、すなわち町が負担し、これら以外の経費については児童生徒の保護者が負担すると規定されており、本町においても受益者負担の原則に基づき、学校給食費として保護者に一定のご負担をいただいているところとなっております。

12月議会の西田議員の一般質問においてもご答弁申し上げましたとおり、この町負担分の学校給食の運営経費は、平成31年度の決算ベースでは人件費で1千800万円、給食業務委託で6千万円、給食センターの年間維持管理で2千万円、施設の維持改修事業で2千700万円など、総額で約1億3千600万円の決算額となっております。

又、保護者負担となる食材費につきましては、1年間で約6千万円の支出となっており、給食費を無償化するには1億3千600万円の支出に、更にこの6千万円から既に補助を実施してごきます要保護・準要保護世帯への扶助費700万円を除いた5千300万円を上積みした町単独経費を要することとなります。

設置から30年以上経過した給食センターでは、これまでも中学校給食開始に先立った大規模改修工事やボイラーなどの各種設備機器の更新を実施してきましたが、この先も浄化槽などの経年劣化による設備更新に係る予算も見込んでいく必要もあり、無償化実施に当たっては、財政負担の面で慎重な検討を要するものと考えてございます。

又、この先、トイレの環境整備事業やICT環境整備事業に伴う端末機器の更新など、学校関連事業には多くの課題が山積していることも勘案する必要があると考えますし、何より、昨年から引き続く新型コロナウイルス感染症対策の終焉がまだ見通せず、どのような影響が出るのか不透明な状況でございます。

以上を踏まえ、前回の答弁とも重なりますが、持続可能な町の財政運営を基本に、住民の皆様の安全と安心を最優先にした施策の優先性を見極めながら、給食費の他団体における先行事例からも情報収集を行い、公会計化に対する国の動向などにも注視しつつ、無償化の範囲や規模、内容等について、実現に向けて検討してまいりたいと考えており、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。学校給食費無償化を目指す自治体は増えています。大阪府内では田尻町が2019年4月から小中学校の給食費を府内で初めて無償化し、千早赤阪村が学校給食費補助を実施しています。大阪市は2020年からコロナ対策として実施した給食費無償化を2021年度も継続しています。

太子町は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用し、前年度は6月から9月まで無償になり、今年度は2学期は予算化されました。新型コロナウイルス感染症収束の見通しがつかない中、今後、4次の臨時交付金が出た場合は、3学期も

コロナ対策としての給食費の無償化を実施するよう強く求めます。

何よりも町長の公約ですから、コロナウイルス感染症に関係なく一日も早い実施時期を明らかにすることを求めて、この質問を終わります。

続きまして2番目、学校体育館にエアコンの設置をについて質問します。

新型コロナウイルス感染症収束のめどが立たない中、感染症を防ぐためにはマスクは手放せません。しかし、マスク着用で体育の授業を受けた小学校5年生の児童が死亡したという報道がありました。文部科学省が体育の授業でマスクを着用する必要はないとマニュアルで示してはいますが、つけるつけないは自己責任になっています。

感染を防ぐために必要とする一方で熱中症が懸念されます。学校体育館は避難所としても使われます。近年、地球温暖化の影響もあり、台風などが大型になってきています。大地震もいつどこで起こるか分かりません。危険度が高まっています。避難所対策としてのエアコン設置と共に、毎日、学校に通う児童生徒が安心して運動できるよう、学校体育館にエアコンの設置を求められています。

3月議会で山田議員の避難所の環境改善を求める質問に対し、今後、体育館の空調整備の検討を行う、教育委員会及び防災部局が連携を図り、先進事例も参考にしながら検討してまいりたいとの答弁がありました。検討はどこまで進んでいるのでしょうか。いつ設置する予定なのでしょうか。児童生徒が安全に運動できるよう、学校体育館に早急にエアコンの設置を求めます。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 学校体育館へのエアコン設置のご質問についてご答弁を申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症ではこれまで経験したことのない長期にわたる学校休業を経験いたしました。再開以降も感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した形での学校運営が求められ、町立小中学校、幼稚園においては大阪府教育長策定の学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル等に基づいた対応をしているところとなっております。

特に集団生活を送る学校としましては、一般的にも定着をしている密閉・密集・密接の3密対策を十分に講じることが重要とされており、そのためにもマスクは手放せない状況となっております。登下校時や体育の授業等におけるマスクの着用については、

従来から熱中症が懸念をされていましたが、学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルでは、十分な身体的距離が取れない状況で十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合を除き、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないと定義づけております。

小学校低学年ではマスクの脱着を自分で判断できない場合もあり、活動の対応や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場の教職員が臨機応変に指導を行うようにしており、これからの時期は室内である学校体育館での活動においても熱中症が懸念されるため、同様の指導を行っております。

体育館への空調設備につきましては、今般のコロナ対策以前から主に防災対策である避難所の環境改善の一環として設置が推進されてきた背景があり、昨年度に策定をしました国土強靱化地域計画においても、学校体育館の空調設備の設置についての課題を記載したところとなっております。しかし、学校体育館は、旧来、空調設備を備えるという想定をしていない構造になっているため、断熱性や大空間でエアコンを稼働するだけの電気容量の確保、新たな大型の機械設備の施設外部への設置等、現行建物の構造により大規模な調査や工事を要することが予測されます。

又、初期投資が相当高額になることに加え、電気料金や設備点検などのランニングコストの負担も大きくなることから、整備手法や効率的で安価な熱源の検討など、学校体育館への空調設置に関する課題の整理を行うことが必要となります。

令和2年9月1日現在の大阪府内の小中学校体育館の空調設備設置状況は、政令指定都市であります大阪市、堺市を含め、43市町村のうち9市町が設置をしており、保有室数が1千633に対し、設置室数が122で、設置率は7.5%となっております。又、全国の設置率は5.3%で、全国的に見ても学校体育館への空調設置はまだまだ進んでいない現状がございます。今後、各市町村での先行整備事例が増加する中で、更なる情報収集を行い、先に申し上げました課題の検討を進めてまいりたいと考えているところとなっております。

新型コロナウイルス感染症はまだまだ先が見えない状況であり、新しい生活様式を踏まえての対応が引き続き求められるところでございます。子どもたちの学びを止めないため、新型コロナウイルス感染症については、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した学校運営を継続すると共に、熱中症対策につきましては児童生徒の安全を基本とした配慮を徹底するよう、各学校園を指導することにより対応を図って

まいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（村井浩二君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。以前、トイレ改修は令和7年頃に終わるという説明がありましたが、それまでの数年間は少しでも暑さをしのぐために、何か良い方法を考えているのでしょうか。国は体育館にエアコンの必要性を認めており、現在、補助制度があるのですから、制度が利用できるうちに実施すれば、太子町の財政としても助かるのではないのでしょうか。子どもに我慢を押しつける町政でいいのかが問われています。命を守ることが必要ではないのでしょうか。

トイレ改修が終わってからという考えに固執するのではなく、同時進行で実施できないか研究をお願いします。今でもできることとして、小さなことですが、お願いしておきます。

熱中症対策では水分補給が必要です。子どもたちは水筒を持っていっていると思いますが、なくなった場合、補充できるように学校で用意されているのでしょうか。いつでも飲めるのでしょうか。水筒が空になって、喉が乾いてつらかったとの声があります。又、今朝、私は山田小学校の下の交差点のところに、今日歩道に立ちました。中学生の女の子がやってきたので、大きな水筒1つ持っていたので、大きいね、大きな水筒、それ足りると聞いたら、やはり足りないと言っていました。

こういう子どもたちの小さな声にも耳を傾けてください。体育館にエアコン設置を一日も早く実施することを求めると共に、それまでにできる対策は取っていただくよう要望して、私からの質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、藤井議員の質問を終わります。

次に、7番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔3番 西田いく子君 登壇〕

○3番（西田いく子君） 通告に基づきまして、1問目、困難を抱える子どもたちへの支援を求めて質問いたします。

2019年12月に中国の湖北省武漢で最初に確認された新型コロナウイルスの感染者の発症から今日に至るまで、いまだこの感染症は収束のめどが立っていません。感染拡大の第4波は東京、大阪だけでなく全国に広がり、感染者も重症者も増えています。

感染力が強く、重症化のリスクも大きいとされる変異株の広がり、医療危機とその下で入院も治療も受けられない患者の急増、長引くコロナ危機による暮らしと事業の疲弊と危機などが深刻になっています。

このコロナウイルス感染症で最初に影響を受けたのが子どもたちでした。当時の首相、安倍首相が突然、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう要請すると発表したことで、ある日突然、学校がお休みになり、お友達とお別れを言う機会もないまま、3学期を終えることになりました。4月からは学校に通えると楽しみにしていましたが、緊急事態宣言が発令され、学校は6月1日からの分散登校でようやく再開されることとなりました。学年の締めくくりと新たな学年のスタートの時期の3ヶ月もの休校は、子どもたちに計り知れない影響を与えました。

新型コロナによる混乱が続いて2020年、自ら命を絶った児童生徒は500人近くに上り、過去最多となった2019年と比べて4割以上増え、コロナ禍が子どもたちにも深刻な影響を与えることがうかがえるとの報道もあります。子どもたちは様々な悩みを抱え、傷つき、戸惑いながらも懸命に毎日を過ごしています。子どもの思いを受け止め、一緒に考え、希望ある未来をつくっていくことが政治に求められています。

親の生活が子どもの育ちにも影響する子どもの貧困が社会問題になって久しいです。コロナ禍の中で、更に深刻さを増している子どもの貧困ですけれども、特にヤングケアラーの問題と生理的貧困について太子町の子どもたちの暮らしに影響はないのか、お尋ねをいたします。

まず、ヤングケアラーについて質問します。病気や障がい、認知症などで家族にケア、世話を必要とする人がいる場合、本来は大人が担うとされているような家族のケアを子どもでありながら担っているケースがあります。これまでは実態があっても見えてこなかった子どもたちの問題に光が当てられ、国も調査に乗り出しています。国のプロジェクトチームが18歳未満の子どもが家族の介護や世話に追われる、いわゆるヤングケアラーについて、5月17日、学校や地域などで早期に発見して支援につなげるための報告書をまとめました。

中学2年生のおよそ5.7%、全日制の高校2年生のおよそ4.1%が世話をする家族がいると回答しております。親に代わって幼い兄弟のケアをする姿も浮き彫りになりました。報告書は保育サービスに加え、家庭で家事や子育てを支援するサービスが必要と

述べています。

埼玉県のように、国が調査に乗り出すよりも早くヤングケアラーの実態調査に取り組んでいる自治体もあります。

そこではお尋ねします。太子町での実態はどうなっているのでしょうか。ヤングケアラーの実態は把握しているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

次に、生理の貧困について質問します。日本共産党の畑野君枝衆議院議員は3月10日の衆議院文部科学委員会で、経済的事情等で生理用品を購入できない、生理の貧困問題を取り上げ、必要とする学生、児童生徒に生理用品の無償提供を行うべきだと要求しました。林内閣府男女共同参画部長は、関係省庁と連携し、対応を検討すると答弁し、文部科学室長も検討を約束していました。

その後、政府は3月23日、新型コロナウイルス対策の予備費2兆1千692億円の支出を閣議決定し、子どもの居場所づくりや新型コロナで不安を抱える女性に寄り添う相談支援、自殺防止など孤独孤立対策に取り組むNPO法人への支援や生理の貧困に対応した女性用品の提供などに46億円を計上いたしました。

これを受けて、内閣府女性共同参画局では経済的な理由で生理用品を購入できない女性や女の子がいるという生理の貧困について、生理の貧困に関する都道府県及び管内市区町村の取組状況について紹介し、2021年5月19日現在で把握している情報による取組を紹介しています。

生理の貧困に係る取組を実施していることを今回把握した地方公共団体の数は255団体で、調達元としては備蓄、防災備蓄が184件と最も多く、次いで予算措置、予備費の活用も含む扱いで55件、企業や住民らなどからの寄附が44件だったそうです。

又、地域女性活躍推進交付金に新たに設けたつながりサポート型の中で女性や女の子たちへの寄り添った相談支援の一環として、生理用品の提供を行うことも可能にしました。

内閣府子ども貧困対策担当では、地域子どもの未来応援交付金により地域公共団体が直接またはNPOなどの民間団体に委託して、子ども食堂や学習支援といった子どもの居場所づくりなどの事業を行う中で、支援対象の貧困家庭の子どもに生理用品の提供を行うことを可能としております。

そこでお尋ねいたします。5月19日時点での取組状況ですけれども、大阪府では泉大津市や枚方市が防災備蓄や寄附を活用して児童生徒に限らず、女性を対象に生理用品

の配布を実施しています。生理用品が買えずに学校を休む子がいるとの報道があります。太子町でも小中学校の児童生徒に配布するお考えはありませんか。トイレにいつでも使えるよう設置してもらいたいのですけれども、いかがお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 子どもの貧困の問題、とりわけヤングケアラー、それから生理の貧困についてのご質問にご答弁を申し上げます。

ヤングケアラーという言葉はイギリスで生まれ、本来、大人が担うような家事や病気、家族の介護を日常的に行っている18歳未満の子どもの指し、自由な時間が取れず、学業や進路に影響を及ぼすだけでなく、子どもの健全な発育や人間関係の構築を阻むものとされてございます。

このヤングケアラーにつきましては、周囲からは気づかれにくく、本人もケアラーの自覚がないまま問題が複雑化していくこともございます。又、家族の背景に複数の問題を抱え、自ら支援を求めないため、実態が分かりづらいことから、学校現場においては教職員に対し、研修会等でその存在を周知し、理解を促し、その上で児童生徒の中にヤングケアラーがいる可能性があるという認識を持って接していくことが重要となります。

町立小中学校におきましては、学校内外を問わず、児童生徒の状況について、日頃から注意深く観察し、変化の兆しを見逃さないように心がけ、問題事象の把握に努めております。

今のところはヤングケアラーに特化した調査や正確な統計を取ってはおりませんが、太子町児童虐待防止マニュアルに示されているアセスメント項目のうち、学齢時や就学前学齢児を置いて養育者が長時間もしくは夜間不在になるや子どもが学校等に登校するよう促すなどの子どもの教育を保障する努力をしないなどは、ヤングケアラーの発見にもつながる項目でもあり、スクリーニングにより詳細を把握していく中で、その後の対応につなげていきたいと考えております。

又、ヤングケアラーは家庭環境に起因することが多く、日常の学校生活やアンケート調査などから、その家庭内での児童生徒の置かれている立場などにも配慮し、早期発見することが必要です。

全国学力・学習状況調査の際などにも実施してございます生活実態に関連したアンケートなどでも、家庭学習の状況や生活サイクル等の状況から問題事象の発見につなげる

ことも可能であると思われ、その活用を図ることも重要であると考えております。

これらを踏まえ、要保護児童対策地域協議会等において、福祉部局などの関係諸機関とも連携しながら、定期的に家庭訪問などで状況把握を行い、必要に応じてケース会議に諮るなど、包括的に見守りを行っているところとなっております。関係機関の中でも、とりわけ学校が担う役割は大きく、校内の様々な会議において、教員だけでなく専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーなどが把握している情報を共有し、課題を抱える児童生徒一人ひとりに応じた支援を行い、必要に応じてスクールカウンセラーを活用することで、子どもに寄り添った支援を引き続き行ってまいります。

次に、生理の貧困について。生理用品を準備することができず、学校を休まざるを得なくなる児童生徒がいるという報道についてでございますが、トイレでの常備については管理面や衛生面などにおいても課題が見られるため、現段階では実施をしておりますが、町立小中学校においては保健室等に生理用品を備蓄しており、日常の学校生活のみならず、修学旅行などの宿泊を伴う行事はもちろんのこと、遠足や社会見学など校外で学習する際にも携行をしており、家庭で準備ができていない児童生徒に対してサポートをしている状況となっております。

又、小学校高学年の性教育において、月経について学び、特に女子児童に対しましては、女性の教員から月経について指導する授業を行い、具体的に困る場面を想定し、きめ細やかな指導を行っているところでございます。

今後もこのような背景の下、学校を休まざるを得なくなるようなことがないように、環境及びプライバシーの両面から児童生徒に寄り添う指導、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） このヤングケアラーの問題は最近クローズアップされてきた問題で、2013年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、いろんなニーズを抱える子どもへの支援が検討されてきました。その中でヤングケアラーにも光が当たり、子どもの権利や教育の機会を守ろうという方向で、子どもたちに対する支援が考えられてきています。

国が報告書にまとめた支援策には、ヤングケアラーを早期に把握して支援につなげるため、教育委員会の担当者だけでなく、医療機関のソーシャルワーカーやケアマネジャ

一、児童委員、それに子ども食堂のスタッフなども対象に研修を行うこと、又、相談体制の強化については、調査で自分の今の状況について話を聞いてほしいなどと回答したヤングケアラーが1割から2割いたことも重視して、子ども時代に家族を介護した人が対面で相談に乗ることやSNSで相談に応じる事業やソーシャルワーカーやカウンセラーを学校に配置する自治体への支援も検討するとされています。

このほか、子どもが主に介護を担っている家庭には子どもによる介護を前提とせず、在宅向けの介護サービスの提供を十分に検討するよう自治体などに周知し、幼い兄弟の世話をする子どもがいる家庭のために、家事や子育てを支援するサービスの創設を検討するなどしております。

太子町でも様々な部局にまたがることだと思いますので、相談の上、子どもたちの体制を取っていただきたいと思います。ヤングケアラーを早期に発見して支援につなげるために、既に埼玉県で実施されている自治体独自の実態調査を全国で促進するよう、国は提起しております。

神奈川県藤沢市では2016年に公立小中学校、特別支援学校の教職員を対象に、ヤングケアラーについての調査をしています。アンケート調査の結果では、ケアを担う子どもたちの学校生活の影響として、遅刻や欠席、忘れ物が多い、宿題をしてこない、学力が振るわないなどと回答した教職員が多かったそうです。

太子町では常日頃から子どもたちの様子を十分見守っていることは理解しておりますけれども、今後、ヤングケアラーにも着目して、子どもたちの様子を把握するようお願いをしておきます。

ただ、生理の貧困についてですけれども、一生で生理に係る費用は一体幾らになるのか想像が付きますでしょうか。私もよく考えたことはなかったのですけれども、計算した資料がありました。一生で生理に係る費用は年間2万円として、40年間と計算して約80万円と書いてありました。世界を見てみると、学校でナプキンやタンポンを無料配布している国もあります。

スコットランドでは2020年秋に世界で初めて全国民に生理用品を無料配布する法案が可決されています。日本でも新型コロナウイルスの影響で困窮する女性を支援するため、政府は女性支援の交付金を拡充することを決定し、交付金の使途の中に生理用品の無料配布も加わりました。又、多くの自治体でも無料でナプキンを配布する取組が始まっています。こうした取組が進むことで多くの女性が経済的にも精神的にも救われる

と思います。

太子町では保健室に置いてあるとのことですが、恥ずかしがりの女の子が保健室にまでもらいに行きにくいということも配慮していただきたいと思います。行政としては管理や衛生面での問題を重視いたしますが、そこに必要とする子どもがいることを考えていただきたいと思います。

奈良県大和郡山市では市が生理用品の無償配布を決めたことで、学校現場で考えてのことですが、これまで保健室設置だったのをトイレ設置に、全部じゃなく数校の小中学校が変更したそうで、トイレに棚を作り、分かりやすいようにと一つひとつ封筒に包んで置いているそうです。

太子町もトイレを洋式化し、改修しています。その改修する中に生理用品を置く場所を考えていただけないでしょうか。お願いをしておきます。

厚生労働省が6月4日発表した2020年の日本の出生数は84万832人となり、過去最少を更新いたしました。5年連続の減少です。元々出産、子育てを支える仕組みが立ち後れているところにコロナの影響が追い打ちをかけ、日本の少子化を加速させています。若い世代が不安を抱え、子育てに希望を持たない社会をそのままにはできません。コロナによる困難を打開する緊急対策と共に、安心して子育てできる環境整備をはじめ、抜本対策が必要です。

出生数減少の要因はコロナに直撃された経済状況の悪化と言われています。約90万人のパート、アルバイト女性が勤務シフトを減らされ、休業手当も払われない、実質失業者になったように女性は大打撃を受けています。コロナ以前から出産育児のためらわせる要因として、深刻だった経済的負担の重さを解決することは切実な課題です。若い世代の賃上げなど、安定的に収入を確保できる雇用の改革や育児休業制度の充実、教育費の軽減、家賃支援などの経済的な支援を協力的に進めることも急務です。貧困と格差をなくす政策は安心の子育て社会の重要な土台となります。

コロナ禍では一斉休校や在宅勤務などで育児家事の負担が女性にのしかかり、子育てが重荷になった実態も浮き彫りになりました。子育て世代の親の生活が子どもの生活を直撃しています。暮らしに追われる親の代わりに子どもが家族のケアをしなければならない、親の収入が落ち込み、生理用品すら満足に手に入らない子どもがいる状況は改善しなければなりません。国の政治を大きく変えることが1番の近道ではありますが、太子町として今できること、ヤングケアラーの実態把握や生理用品を子どもたちに

届けることなど、まずは太子町から子どもの貧困をなくすために尽力するよう求めまして、この質問を終わります。

続きまして2問目、新型コロナウイルス感染症から住民を守れについて質問させていただきます。

6月14日時点で、世界で新型コロナウイルスの累計感染者は1億7千596万479人、死亡者、死者380万4千166人で、日々増え続けており、収束のめどは立っていません。

厚生労働省は新型コロナウイルスのワクチンを接種することで重症化や発熱などの症状が出るのを防ぐ効果があり、個人の発症や重症化を予防するだけでなく、社会全体で流行するのを防ぐことが期待されること、又、多くの方が接種を受けることで重症者や死亡者を減らすことができれば、医療機関の負担を軽くすることも期待されると。まずは65歳以上の方に、7月までにワクチンが接種できるようにと進められていますが、新型コロナウイルスワクチンを1回以上接種した人は13日までに1千758万587人で、国内人口の1割をようやく超えたところです。

太子町での65歳以上の方のワクチン接種は、先ほどもありましたが、1回目の接種予約で86.5%、施設を入れますと、これが87%になりますし、今、1回目接種完了で51.2%と5割を超えています。どこの自治体でもワクチン接種の予約については混乱しており、太子町でも予約開始から数日は何度かけてもつながらない、高齢でネット予約なんかできない、他市のように2回分の予約を取ってほしいなどの苦情が私の耳にも届きましたけれども、接種が始まってからは混乱も収まり、送迎バスの丁寧な対応やかかりつけ医が会場に対応してくれて安心したなどの声が聞かれるようになりました。今もキャンセル待ちや2回目接種への対応など、担当の皆さんにはご苦勞をいただいていることに心から敬意を表します。

今、富田林医師会のご協力の下、集団接種が合同で進められており、7月に終わられるよう、着々と進んでいるようですけれども、全国的に見れば菅首相の言う、7月中完了は難しい状況にあるのではないのでしょうか。

又、6月21日の週及び6月28日の週に供給されるワクチン量は富田林市分で、太子町、千早赤阪村分が含まれて25箱が配分されると示されていますが、今後、64歳以下のワクチン接種になると、ワクチンは本当に足りるのか、いつからいつまでどのような方向で実施するのか、先ほど辻本 馨議員の質問で検討中の一端を説明しておられ

ましたが、まだ全容は明らかにされていません。

ワクチンを受ければ100%安全なのかといえば、先に説明したように、ワクチンを接種することで重症化や発熱などの症状が出るのを防ぐ効果があるとのことで、完全に感染しない、安全だとは言っておりません。現に1回目を接種していた大阪市内の消防署で働いていた50代の男性、救急隊員が新型コロナウイルスに感染して亡くなったという報道がありました。このように残念ながらワクチンは現時点で最も有効なのでしょうけれども、万全ではありません。

又、全国的には65歳以上の方で1割をようやく超えたところです。ワクチン接種が進まない中、無症状感染者からの感染は抑えることができません。広島県では、令和3年4月1日から県内の感染状況をいち早く察知するために、対象者を全県民とするモニタリング事業を実施しています。広島県健康福祉局の方は、民間の力も活用しながらPCR検査センターを設置し、大規模検査をした結果、感染爆発が収束に向かったことを経験し、PCR検査の有効性を認識した、コロナ対策は陽性者の早期発見、早期保護、早期治療が最大の感染対策だとおっしゃっています。

大阪府の新規陽性者は6月14日時点で57人、累積陽性者数は10万1千831人、新たに10人の死亡が確認され、累積死亡数は2千540人です。重症病床使用率は67%にも上ります。

5月5日時点での報道ですけれども、厚生労働省関係者が人口100万人当たりの7日間の新規死亡者数で大阪は19.6人で、インドを超え、惨事というほかありませんという状況になっています。ワクチン頼みだけでは、今尚、増え続ける死亡者、感染者を抑えることができません。

広島県のように大阪府が府民に対して徹底的に検査をするのが大切だと思いますけれども、まずは太子町独自でPCR検査を実施する考えはないでしょうか。答弁をお願いします。

日本のコロナウイルス感染症の広がり、この間の国の政治、維新政治が招いた人災だとも言われています。保健所は慢性的に人が足らず疲弊し、医療崩壊が起こっているのに、まだ病院の統廃合をすることを撤回しようとはしていません。

5月21日国会では、約1万病床削減し、医師の長時間労働を容認する医療法等改定法案が可決されています。コロナ禍の中で救急車に乗っても利用できる病院がない状況のさなかです。地域医療の充実、身近に安心して医療にかかれる環境が必要です。コロ

ナ禍だからだけではなく、豪雨災害や大地震などの災害時の医療、避難所の対策のためにも病床の確保が求められています。

大阪府は本当に悲惨な状況です。病院に入院できればまだしもホテルが精一杯、このホテルですら入れてもらうことができず、自宅待機者が増える一方です。感染症という災害時に備えての病床が確保されていません。医療崩壊が起こっています。それなのに統廃合する方向でいいのでしょうか。近大病院が移転され、南河内圏域から3次救急、災害拠点病院がなくなります。病床削減計画には藤井寺病院、富田林病院の名が挙がっていました。約1万病床を削減して、国民、府民、住民の命が守られるのでしょうか。町長はどうお考えでしょうか。公立公的病院再編統合計画の撤回、保健所の機能強化を国や府に強く求めていただけないでしょうか。町長の答弁をお願いいたします。

又、この間、太子町ではコロナ対策の様々な施策を行ってきました。先ほどの斧田議員の質問でも答えていらしたと思いますけれども、この国のコロナ対策交付金を活用する以外で、太子町独自に財政調整基金、太子町のお金を使って実施した施策はあるのでしょうか。町独自財源で住民の暮らしを応援し、命を守る施策を実施する考えはないのでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 新型コロナウイルス感染症に関するご質問につきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

高齢者へのワクチンの接種につきましては、先ほど、辻本議員のご質問にお答えさせていただきましたとおり、7月末までに終わるよう現在進めております。又、基礎疾患のある方、64歳以下の方の接種につきましても準備を進めているところでございます。

ご質問のPCR検査につきましては、一般的に検査の感度、陽性の者を陽性と判定できる割合につきましては約7割と言われ、3割が偽陰性や偽陽性と判定される可能性があることから、専門家はPCR検査を行うに当たっては、医療機関において問診や診察を通じて、陽性の可能性などの状況を勘案し、検査の必要性を医師に判断していただいた上で検査を実施すべきとの見解を示されております。

仮に偽陽性の場合には、感染していないにもかかわらず、約2週間の隔離生活を余儀なくされることはもとより、濃厚接触者はたとえ陰性判定であっても2週間程度の外出自粛を要請されることとなります。一方、偽陰性の場合には陽性であるにもかかわらず、

陰性と判定されたことによる安心感からその行動が感染を広げてしまうリスクも生じます。

こうしたことからPCR検査は、医療機関において問診や診察を通じて陽性の可能性などの状況を勘案し、検査の必要性を医師に判断していただいた上で検査を実施すべきと考えております。しかしながら、クラスターの発生が懸念される施設等では定期的なPCR検査が有効な感染予防対策であると考えております。これにつきましては、現在、大阪府が2週間に1度の頻度で高齢者施設等の従事者にPCR検査を実施されているところでございます。

次に、公立公的病院の再編統合につきましては、これまで地域医療構想の中で議論が重ねられてきました。地域医療構想とは2025年に向け、病床の機能分化や連携を進めるために、医療機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計し定めるもので、単純に病床の廃止や病院の統廃合を進めるのではなく、その地域の特性に基づいて必要性等の検討が行われております。昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大により、検討協議は止まっておりますが、再開後は今後の感染症への対応も含め、協議されることとなります。

本町としましても、南河内の地域医療構想が協議される南河内保健医療協議会の一員として、南河内地域の医療体制をよりよいものとするため尽力してまいります。又、本町は大阪府富田林保健所の管内市町村として、これまでも各種の事業、施策を展開していく上、保健所との連携を図ってまいりました。

昨年来、富田林保健所も新型コロナウイルス対応の最前線で活動され、これまで本庁としましても多くの指導、助言をいただいております。陽性者への対応、濃厚接触者の疫学調査等、本町の陽性者や濃厚接触者への対応にもご尽力いただき、大変感謝している次第でございます。新型コロナウイルス感染症のみならず、平時から保健所との連携を取り、業務を行っている本町としましても、保健所の機能強化は願うところであり、大阪府との協力連携体制を構築していく中で伝えていきたいと考えております。

最後に、町独自の財源、いわゆる一般財源で実施している事業ですが、コロナ禍の非常事態に必要な感染防止対策や生活支援、事業者支援に係る事業につきましては、先ほどの斧田議員の質問にご答弁させていただいたところではありますが、そのほとんどが新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したものであります。

ただし、当該交付金の実施限度額を超過した財源につきましては、一般財源を充当し

ております。いずれにいたしましても、住民の命と暮らしを守るために必要な事業については一般財源を投じてでも実施すべきものであると考えております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 一般財源を投じてでも実施していきたいとおっしゃっていただいております。

私たちが毎年のようにアンケートを取って、住民の皆さんが一番望んでいるのは、高過ぎる公共料金を引き下げてほしいという願いなのです。コロナ禍の中で住民の皆さんの暮らしは本当に大変ですので、高過ぎる介護保険料や国民健康保険料、これは太子町でできることですので、ぜひ引下げの方で努力していただきますようお願いいたします。

5月8日、大阪府関係職員労働組合、府職労というのですけれども、ここがホームページで保健師さんの声を紹介しております。健康医療部長は家族も気づかない容体急変が非常に多いとおっしゃっていますけれども、ご家族は皆さん気づいておられますし、心配して保健所に電話される方もたくさんいます。しかし、それを入院フォローアップセンターに伝えても無理ですと言われ、断られることが多いのが現実ですという声とか、健康医療部長は想定できなかつたと言いますが、第4波は第3波より大きくなると言われていましたし、変異株が増え、感染力が強いことは分かっていました。保健所ではかなり危機感がありました。第5波に向け、現場の意見を聞いていただき、最悪の事態も想定した万全の体制を取ってほしいですと、様々な声が上がっていますが、直近の2つを取り上げました。悲痛な現場の声が並んでいます。

大阪では新型コロナウイルスの死者数が東京を上回り、2千500人を超え、全国最多です。保健師さんは入院させたい、入院させなければならないと思っていますけれども、入院フォローアップセンターに聞くと、無理や、もうちょっと待ってくださいという返事なので、それがつらいとおっしゃっておられます。担当していた感染者が自宅で急変して、救急車で運ばれ、すぐに亡くなったと聞くと、本当につらいそうです。本来の保健師さんの仕事ができず、役割が果たせなくなっている状況だそうです。

大阪府内では既に救急車を要請してもすぐに来てくれない、入院施設が見つからないなど、医療現場は崩壊しています。このような状況では助かる命も助かりません。ここ10年間の府内の保健所、公的医療機関や研究施設などの人員削減や縮小、合併、閉鎖などが影響しているのではないのでしょうか。

私たちは本当に昼夜を分かたず働いておられる保健所で働く労働者の皆さんに感謝をしておりますが、感謝だけでは労働条件は改善いたしません。町として公立公的病院再編統合計画、これは国は撤回するとの公表は立てておりません。町が撤回を強く求めてください。又、保健所は人員を増やし、保健所の場所も増やすよう求めてください。

再質問を1つさせていただきます。太子町独自でPCR検査を実施する考えは述べていただけませんでした。残念に思います。PCR検査は世界中で戦略的に活用されていること、感染制御目的の検査は有効確実であることが明らかにはされております。ですので、たとえPCR検査の有効性に疑問を持っているお医者さんであっても、医師が必要と判断した場合には速やかな治療方針の決定のためにもPCR検査が迅速に実施できる体制を早急に整えるべきであると思いますと言っておられます。

先ほど、部長からも答弁で、医療機関でやるべきだとおっしゃっていただきましたが、それができていないのが大阪府です。私の知人は家族で感染性が出て、濃厚接触者ということでPCR検査、これを保健所から受けました。その結果、陰性が出たんですけども、どうも喉も痛いし、微熱もあるし、コロナ患者特有の味覚障がいもあるので、再度検査を求めましたけど、この方20代の前半なんです。お若いということもあったんですが、保健所のほうは申しません、できませんと断られました。どうしてもしたければ自分でやればというのですが、それじゃ、高いお金がかかるんじゃないですか。だから、それでも体調が悪いんだと、何度も何度も保健所に訴えてようやく2度目の検査をしてもらい、陽性反応が出たそうです。

ところが、家族は既に最初の検査で陽性になってホテルに入っておられました。知人も療養は無理でもせめてホテルに隔離させてもらえるかと思ったら、保健所のほうからは、今からホテルに入っても既に3日たっていますから1週間も入れませんよ、それでも行きたいですかと言われたので、自宅待機を選んだそうです。熱はさほど出なくても、今までに感じたことのない倦怠感でトイレに行くのもやっとな心細い思いをしました、二度とかかりたくないとおっしゃっておられました。

濃厚接触者と保健所に認めてもらえなければ検査はしてもらえません。それなら自分で検査すると希望をしても、どこの医療機関で検査してもらえるか分からないので、保健所に電話します。ところが、保健所に電話してもこの電話は通じません。ようやく検査を見つけても陰性なら検査代が数万円の実費になります。これでは無症状の感染者は見つけれないと思いませんか。変だな、心配だなと思ったときに、検査ができれば感

染者は見つかりますし、感染していなければ安心して生活できるんじゃないでしょうか。

読売新聞の9月12日付けの記事です。今回の東京五輪パラリンピックで大会関係者向けの新型コロナウイルスの検査回数は1日最大で7万件以上と見込まれることが分かった。組織などは来日した選手とコーチらに毎日検査を課す方針だとの報道がありました。ワクチンを接種すればいいというのが本来なら、何も毎日PCR検査をする必要はないのではないのでしょうか。ワクチン接種だけでは感染が防げないということが分かっているから、陽性者を見つけ出すために、毎日PCR検査をするのではないのでしょうか。PCR検査自体、これは無駄ではありませんよね。無駄だと考えているのか、無駄ではないと考えているのか、それだけで結構です。これは再答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） PCR検査につきまして、ご答弁申し上げます。

PCR検査につきましては、基本的には陽性の可能性などの状況を勘案し、検査の必要性を医師に判断していただいた上で実施するべきであると基本的には考えております。しかしながら、検査の有用性を否定するものではなく、必要な場合には積極的に行うべきであると考えております。

これまでも本町での陽性者確認時において、クラスターの発生リスクが高いと思われる場合には、積極的に保健所に働きかけ、濃厚接触者以外にも範囲を広げて、PCR検査を行っていただきました。今後も保健所と連携を密にし、状況ごとに適切に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 今、必要な場合は積極的に活用すべきだと思ってお答えいただきました。太子町でも子どもたちの場でコロナ感染性が出たときに、当初はもう、濃厚接触者はいないという扱いをしようとしていらしたようなのですけれども、町の働きかけもあって、保健所が濃厚接触者の範囲を広げて調べてくれたということでした。ですから、本当にPCR検査が必要ではない、無駄だとは思っておられない。これは多くの人の本来の思いだと思います。

これだけコロナ禍で住民の皆さんの暮らしが大変なときです。国のコロナ対策の交付金の範囲内だけのコロナ対策ではなく、府内町村、トップクラスの保有額である財政調

整基金を活用して太子町独自に住民の暮らしを応援し、命を守る施策を実施してもらいたいと思います。

又、第3次のコロナ対策の事業がこの6月議会で示されました。その中で必要ないとは言いませんし、私もあれば、これからいいと思うんですけれども、これからの役場議会にも必要だと思いますけれども、感染症防止対策のオンライン会議のために、その他いろいろあるのですけれども、3千700万円ほどがこれからどうしようかという中の検討課題に挙がっておりますけれども、PCR検査のキット、これはネットでもドラッグストアでも売られていますが、1つ、2千980円程度です。

広島県は大量に仕入れて皆さんにやってもらっているのもっと安く手に入れているそうです。ネットで見ても、100個買えば1箱当たり2千500円にはなります。太子町の住民さん、1万人に渡しても2千500万円、市内に出る機会が多くて心配な人、学校や保育園、幼稚園、役場などの人が集まるところでの人の希望者だけに渡すことにすれば1万個も必要ありません。検討できないでしょうか。

PCR検査は感染者が増えるだけだから無駄と言う方もいらっしゃいますけれども、PCR検査で感染者が増えるのではありません。普通の人に紛れている無症状の感染者が分かるだけです。PCR検査をすれば医療崩壊になるというのも大うそです。検査を抑えている限り、感染したことが分からない感染者のほうが感染を広げていきます。感染していない人が100人、200人密集しても感染するわけがなく、密集しているところに感染者が1人でもいるから感染をするのです。当たり前のことだと思います。不必要に緊急事態宣言を繰り返すくらいなら、PCR検査数を増やし、感染者と感染していない人を分けることが大事であり、分けない限り感染拡大が止まりません。

悔やんでも悔やみ切れないのが新型コロナウイルスの自宅死です。入院し、適切な治療を受けていれば助かった可能性があったのに亡くなりになっておられます。6月9日の毎日新聞では、自治体のアンケート結果が報じられました。自宅療養、入院待機中に亡くなった人は第3波が27人に対し、3月から先月末の第4波は48人に急増、トップは大阪19人、次いで兵庫県16人。

コロナに感染し、自宅などで体調が悪化し、亡くなった人は、昨年3月から先月までで、全国で少なくとも500人以上、前月は97人で、大阪が24人と、これもまた最多です。9日の厚労省のまとめでは2月から先月末の自宅死54人のうち、大阪は15人、兵庫での6人を圧倒しています。どの調査も大阪府が最多です。

私たちは大阪に住んでいます。危険が身近に迫っているのではないのでしょうか。4月、5月、大阪は感染力の強い英国株に見舞われ、病床がパンクしました。希望しても入院できないコロナ患者があふれました。その深刻さが自宅死最多という結果で現れた、これが私たちが住んでいる大阪の実態です。

慶応義塾大学商学部濱岡教授が新型コロナウイルスへの都道府県の対応を評価し、ランキング結果を発表いたしました。そこには最上位の鳥取県は累積陽性者当たり累積検査人数、人口当たり受入れ確保病院少数という対策について2項目が突出しているほか、全般的に良好、一方、大阪府はいずれの指標も低く、全体的に対策を立て直す必要があることが明らか、報道機関によるコロナ対応で評価する政治家ランキングなどでは知名度が重視されがちですけれども、データに基づいて実績を評価し、海外及び国内の成功事例から学んで対策を進める必要があります。

鳥取県と最下位の大阪府を比較したところ、鳥取県では陽性者は少ない段階から多くの検査を行っており、第3波以降は陽性者数が減っても検査を継続することによって、感染者を早期発見し、隔離もしくは療養してもらうことにより、陽性率も全般的に低く抑えられていること、客室稼働率も第1波以降、急速に回復していました。それに対して大阪府では検査人数は陽性者数と連動しており、陽性率も全般的に高くなっていくことから、全般的に検査不足と言えます。

病床も確保できていないため、自宅療養率が40%になる率も多く見られました。更に客室稼働率は長期的に低いままであり、対策の失敗が経済に対しても深刻な影響を与えていますと酷評されています。

日本共産党は、9月20日、志位和夫委員長と穀田恵二国対委員長が河野太郎ワクチン担当大臣に新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請を行いました。1つ、コロナ封じ込めを戦略目標に据え、ワクチンの安全、迅速な接種、大規模検査、十分な保障と生活支援の3本柱で対策を強化する。2つ、命を救うために医療機関への減収補填、医療体制への支援強化。3つ、心の封じ込めと医療に多大な負荷と混乱をもたらす東京五輪の中止を求めています。

命が選別されることなく必要な人が必要な医療を受けられる体制を確立するよう国や府に求め、新型コロナウイルス感染症から住民の命を守る町政を進めるよう要望いたします。私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、西田議員の質問を終わります。

会議を続けます。

次に、8番目、辻本博之議員の質問を許します。

辻本博之議員。

[5番 辻本博之君 登壇]

○5番(辻本博之君) 議席番号5番、公明党辻本博之です。通告により、一般質問させていただきます。理事者におかれましては適切なご答弁をお願いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りすると共に、現在も治療に専念されている方、後遺症に悩まされている方など一日も早く良くなりますよう願っております。

新型コロナウイルスワクチン接種は、医師会のご協力の下、非常に順序よく行われていると伺っています。今後も更に接種は続きますので、医療従事者の皆様には本当にお世話になりますが、行政と協力し、スムーズな運営をお願いいたしたいと思います。

それでは、動物愛護に対する太子町の取組について質問させていただきます。今日、ペットと位置づけられる動物は心を癒やしたり、愛玩されたり、共生されたりするなど、様々な面を持っています。ペットは家族として、パートナーとして、仲間として暮らしに密接に関わっています。

現在の日本の2人以上の世帯では48%の世帯が何かしらのペットを飼っているという調査結果も出ています。ただし、ペットを買うには様々な責任が伴います。それらを理解しないと、近隣や周囲の人々に迷惑を及ぼし、又、ペットそのものにも害を及ぼすことがあります。

動物虐待の防止や公衆衛生の観点からペットの取扱いを規定する法律があります。日本では動物の愛護及び管理に関する法律や狂犬病予防法などの法令がそれに当たります。動物愛護法の目的は動物の虐待を防ぎ、動物を愛護することを通じて命を大切にすると共に、動物を正しく飼い、動物による人への危害や周辺への迷惑を防止することにあります。

現在、町として動物愛護管理行政の現状はどのようなものでしょうか。お答えください。

○議長(村井浩二君) まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長(村上正規君) 動物愛護に対する太子町の取組につきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

動物愛護に関しましては、太子町美しいまちづくり条例第7条に愛護動物の飼い主の責務が規定されております。愛護動物が近隣住民に危害を加え、または迷惑を及ぼすことのないように適切に管理しなければならないとされているところです。

令和2年度におきまして、近隣住民から餌やりによる生活環境被害の苦情が4件寄せられ、所有者に対し口頭指導を実施し、そのうち1件につきましては、改善が見られなかったため、ボランティア団体に協力を要請し、踏み込んだ形での対応を行いました。

詳細につきましては、太子地区において猫の放し飼いによる生活環境被害に対する訪問指導を3回行った後に、ボランティア団体協力の下、幼猫4匹、成猫5匹を捕獲、幼猫につきましてはボランティア団体を通じ、譲渡され、成猫はボランティア団体の協力により不妊手術を行っていただきました。

今後におきましても動物を適正に飼育されていないと判断した場合は、動物の健康及び安全を保持すると共に、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、動物の飼育及び保管について所有者等に対し指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 次に、環境省の動物の愛護及び管理に関する法律が2020年に一部改正されて以降、犬猫の殺処分は年々減少傾向にあります。いまだ全国的にはゼロではありません。殺処分ゼロのために自治体ができることはないのでしょうか。

殺処分の現状は、犬に比べ猫は3倍近い頭数となっています。犬と異なり、猫は飼い猫であっても外への出入りが自由な状態であること、発情の周期が頻繁で繁殖能力が高い動物であることなどが要因と考えられます。

地域ボランティアの皆さんが力を入れて取り組まれている保護猫活動の一つに、公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業があります。殺処分ゼロを目指すために、非常に有益な方法であると考えます。TNR活動、つまり地域に住んでいる飼い主のいない猫を保護し、不妊去勢手術を行い、元の場所に戻す。その印として耳先を桜の花びらのようにカットし、さくらねこして一代限りの生を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や殺処分の減少につなげる活動です。

町としてこの問題に対し、公益財団法人どうぶつ基金が手術費用等を負担するさくらねこ無料不妊手術事業の行政枠に参加し、地域連携活動を行うボランティアの皆さんと協力する事業に取り組むことができます。それには町として地域ねこ活動ガイドライン

などの作成が必要となってくるかと思えます。飼い主のいない猫をかわいそうだと思う方がいる一方、猫によるふん尿や鳴き声などにより迷惑をしている方もいます。近隣住民のトラブルにもなりかねません。このような飼い主のいない猫問題を地域の環境問題と捉え、共生を目指せば、人も動物にも優しいまちになるのではないのでしょうか。

具体的な地域猫活動として、飼い主のいない猫の不妊手術の実施、そのために必要な保護器の設置、ふん尿被害の減少に努める、餌やりのマナーを守る、地域住民への説明・同意・周知活動など様々です。

町としてボランティアや地域住民の間に立ち、相互理解に努めることが必要と考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） さくらねこ無料不妊手術事業の推進及び猫の保護や譲渡している団体等への支援策などについてご答弁申し上げます。

環境省が発表しております猫の殺処分数につきましては、毎年、数を減らしているものの令和元年度において、全国で3万4千430匹、大阪府内では1千360匹、羽曳野市にあります大阪府動物愛護管理センター管内では119匹となっている状況です。

公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業は動物の愛護及び管理に関する法律の理念に基づき、所有者不明の猫を原因とする生活環境被害の軽減と所有者不明猫の減少を支援し、行政による猫の殺処分ゼロの早期実現を目的として、平成22年度から不妊手術を実施されています。

太子町といたしましても、殺処分を減らし、所有者不明の猫を原因とする生活環境被害の軽減を図るため、どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業、行政枠の参加実現に向け、先進自治体における取組を参考にし、地域猫活動を行っているボランティアグループの費用的負担を軽減すべく導入に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 町といたしましても切によろしくお願い申し上げます。

最後に要望といたしまして、現在、保護猫活動をしている方々は自費で不妊去勢手術を行っておられます。町として早急なさくらねこ無料不妊手術事業の検討をしていただき、人と動物が共生していける優しいまちになることを願い、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村井浩二君） これにて辻本博之議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

本日の日程はこれで終了いたしました。

尚、最終本会議は明後日17日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

これにて散会といたします。

本日はご苦労さまでございました。

（午後 0時21分 散会）

【第 3 日】

令和3年 第2回太子町議会定例会会議録

令和3年6月17日（木） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	辻本馨君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	木村厚江君
副町長	藤原幹君	住民人権課長	高上秀明君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	堀内孝茂君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	西本武史君
まちづくり推進部長	村上正規君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	小路展裕君
教育次長	池田貴則君	福祉介護課長	武部勝浩君
秘書政策課長	東條信也君	いきいき健康課長	松井靖君
総務財政課長	辻本知也君	保険医療課長	松岡健一君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	鳥取勝憲君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 植木友也

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第21号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第4号）（予算常任委員長報告）
- 日程第2 議案第23号 太子町手数料徴収条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第3 議案第24号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第5号）（町長提出議案）
- 日程第4 議案第25号 令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）
- 日程第5 意見書案第1号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的支援を求める意見書
- 日程第6 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(村井浩二君) 皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会の最終日を迎えたわけでございますが、予算常任委員会におかれましては精力的にご審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、本日は、午前10時に全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートによる緊急地震速報を受信した際の行動訓練が行われます。本会議開催中ですが、ご出席の皆さんは訓練放送が流れましたら、発言を中止していただき、訓練の趣旨に基づき、各自で実際に地震が発生したと想定していただき、安全な行動が取れるか、ご確認していただけるようお願いします。

○議長(村井浩二君) それでは、日程第1、議案第21号、令和3年度太子町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本議案は、去る2日の本会議において予算常任委員会に審査を付託しておりますので、その結果について報告を願うことといたします。

それでは、予算常任委員長の報告を求めます。

辻本 馨議員。

[予算常任委員長 辻本 馨君 登壇]

○予算常任委員長(辻本 馨君) 予算常任委員会に付託されました議案について審査の結果を報告します。

議案第21号、令和3年度太子町一般会計補正予算(第4号)については、審議において、庁舎トイレ改修工事の詳細に関する質問があり、現在、1階トイレについては床の乾式化及び洋式化工事が完了しているものの、2、3、4階のトイレについては建築当時のままであるため、今回、感染症対策として1階と同様の改修を計画しており、併せて全てのトイレの手洗い水栓をセンサー式に改修予定であるとのことでした。

次に、山田放課後児童会の定員を超えての運営に伴う2階空き教室の使用はいつから実施するのかの質問があり、本補正予算が可決され次第、早急に使用できるようにしたいとのことでした。又、待機児童の解消に関する質問に対しては、今年度当初に3名の

待機児童が出ていたが、子育て支援の観点から可能な限り入会希望に沿えるよう努めた結果、6月1日から必要な支援員を確保できたため、待機児童は既に解消しているとのことでした。

又、令和3年度生まれの新生児に対する太子町版特別定額給付金は、4月、5月生まれの新生児にも支給されるのかという質問に対しては、4月1日以降の新生児にも遡って適用されるとのことでした。

次に、公共施設全体における空気清浄機の必要数及び購入数、購入方針の質問に対しては、既に庁舎や集会場、公民館、図書室など各施設に55台を設置している。今回の補正予算計上分については、庁舎4階に設置する13台分であり、この中には議場や委員会室など常時使用しない部屋も含まれているが、使用しない期間は会議室などのほかの部屋で有効活用したいとのことでした。

尚、今回は交付金を活用して購入するが、今後必要であれば一般財源での追加購入も検討していくとのことでした。

次に、修学旅行等キャンセル料支援事業費補助金に関して、修学旅行の実施予定についての質問があり、中学校の修学旅行は9月に、淡路合宿については秋に延期予定で、小学校の修学旅行については10月に実施予定のため、今回の補正予算には計上していないとのことでした。

又、中学校費の役務費に関して計上している保険料を同じく中学校費の負担金補助及び交付金において計上している修学旅行等キャンセル料支援事業費補助金に充てることができないのかという質問に対しては、役務費で計上している保険料は修学旅行の参加予定者の中からコロナウイルス感染者が発生した場合に伴うキャンセル料の保険料で、負担金補助及び交付金で計上している修学旅行等キャンセル料支援事業費補助金については、コロナに起因した諸事情により学校としてやむを得ず中止した場合のキャンセル料を公費により負担するものであるとのことでした。

次に、大阪府の補助金を活用し、猛暑対策用として設置するミストほどの程度の効果が期待できるのかという質問があり、周辺温度を2度から5度下げる効果が想定されているとのことでした。又、同じ猛暑対策工事でも道の駅のバス停と和みの広場前のバス停ではかかる経費が大きく異なる理由はなぜかという質問に対し、和みの広場前のバス停においては藤棚の設置などを併せて予定しているためであるとのことでした。

次に、総合スポーツ公園のテニスコート等改修工事の詳細と時期に関する質問に対し

ては、テニスコートの夜間灯光器の老朽化に伴い、全16基をLED灯光器に変更するものである。当初予算で計上している人工芝の張り替えと一括で発注する予定で、人工芝の製作期間2ヶ月から3ヶ月を考慮し、10月には使用できるようにしたいと考えているとのことでした。総合スポーツ公園利用者の町内在住者の割合についての質問に対しては、平成31年のデータでは町内在住者の利用が62.8%、町外在住者の利用が37.2%であり、又、テニスコートに限定すれば町内在住者の利用は70%を占めるとのことでした。

最後に、観光案内板の設置が事業者支援になる理由についての質問に対しては、観光案内板の設置はコロナ収束後、速やかに観光事業が展開できるように、情報発信の基盤整備として行うものであるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第21号について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第21号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第4号）は原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君） 日程第2、議案第23号、太子町手数料徴収条例中改正の件。本件について、提案理由並びに内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第23号、太子町手数料徴収条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、令和3年9月1日に施行されることに伴い、本町の手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、個人番号カードの再交付に係る手数料について、市町村長が条例で定めるものから地方公共団体情報システム機構が定めるものと変更され、同機構は市町村に手数料の徴収を委任することとされたことに伴い、本町の手数料徴収条例中、個人番号カードの再交付の手数料に係る項目を削除するものでございます。この改正による歳入の実質的な減少はございません。

恐れ入ります。議案書の新旧対照表をご覧ください。2条、手数料の事項及び金額の第4号におきまして、個人番号カードの再交付1枚800円を削除に改めるものでございます。

恐れ入ります、1頁戻っていただきまして、附則でございます。

本条例の施行期日は令和3年9月1日でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。議案第23号は、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第23号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号、太子町手数料徴収条例中改正の件は原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君） 日程第3、議案第24号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第5号）、本件について提案理由並びに内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第24号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第5号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、介護保険制度改正等に伴う電算システムの改修に当たり、所要の経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、予算書の1頁をお開き願います。本補正予算は既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ104万5千円を追加し、総額を58億7千821万7千円とするものでございます。

8頁、9頁をお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、11目介護保険費、補正額104万5千円、事業区分2、介護保険特別会計繰出金事業104万5千円の27節繰出金は事務費等への繰出金でございます。

続きまして、歳入でございます。

6頁、7頁にお戻り願います。歳出増額に伴う財源調整としまして、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金104万5千円を増額しております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（村井浩二君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。議案第24号は、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第24号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第5号）は原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君） 日程第4、議案第25号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本件について提案理由並びに内容の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第25号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、介護保険の制度改正等に伴う電算システムの改修に当たり、必要な経費を措置するものでございます。

それでは、補正予算書の1頁をお開き願います。本補正予算は既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ209万円を追加し、総額を13億8千502万4千円とするものでございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、8頁、9頁をお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額209万円は、事業別区分2、電算管理事業の12節委託料で電算機器プログラム変更等委託料を209万円計上いたしております。

これは本年8月から高額介護サービス費の負担限度額等の見直しが行われることに伴

い、必要となる電算システムの改修に係る経費を増額するものでございます。

続きまして歳入でございます。1頁お戻りいただきまして、6頁、7頁をお願いいたします。4款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業費補助金、補正額104万5千円は1節現年度分で、ただいま歳出でご説明いたしました電算機器プログラム変更等委託料の財源として、介護保険事業費補助金システム整備事業104万5千円を計上いたしております。尚、補助率は2分の1となっております。

次に、8款繰入金、1項一般会計繰入金、3目その他一般会計繰入金、補正額104万5千円は国庫支出金と同様に電算機器プログラム変更等委託料の財源として、1節事務費等繰入金で104万5千円を事務費として一般会計から繰り入れるものでございます。

議案第25号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。議案第25号は、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第25号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号、令和3年度太子

町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君） 日程第5、意見書案第1号、加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的支援を求める意見書。本件について提案理由及び内容の説明を求めます。

森田議員。

○8番（森田忠彦君） 加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的支援を求める意見書の提案理由及び内容の説明を申し上げます。

我が国の総人口に占める65歳以上の割合は28%を超え、日本は超高齢化社会を迎えています。そのような状況の中、加齢による難聴者、いわゆる加齢性難聴者が増加しており、高齢者の社会参加へ障がいとなっております。

加齢性難聴は他者からの情報や思いを受け取ることが困難にし、コミュニケーションを取ることができず、社会的に孤立させる原因となり、脳機能の低下につながり認知症や鬱病の原因になると考えています。

聴覚は重要な機能を果たしており、誰もが生き生き生活するための支えになっています。加齢性難聴への対策として、補聴器の使用が挙げられますが、難聴の状態は一人ひとりが異なるため、補聴器を適切にかつ効果的に使用するためには補聴器相談医への受診、補聴器の購入後も専門知識を持って認定補聴器技能者への調整が必要です。又、補聴器の価格は片耳当たり概ね3万から20万と高額で、かつ保険適用ではないため、全額自費となることから助成が必要とされています。

よって、政府及び国会に対し、高齢者の加齢性難聴になっても生活の質を落とさず、心身共に穏やかに社会参加するための補聴器購入に対する公的支援が必要であることから、1つ目として、補聴器相談員や認定補聴器技能者の育成支援を行うこと、2つ目として、補聴器を必要とする人が適正な補聴器を購入し、継続して使用できる仕組みづくりと購入費用の助成を進めることを求める意見書を内閣総理大臣のほか関係大臣に提出するものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたしまして、提案理由といたします。

○議長（村井浩二君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。意見書案第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。意見書案1号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、意見書案第1号、加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的支援を求める意見書は原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君） 日程第6、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。お手元に配布してありますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、生涯学習施設建設調査特別委員長及び観光拠点整備特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、私のほうから大阪府後期高齢者医療広域連合議会関係の報告をいたします。

令和3年5月12日付け、大阪府後期高齢者医療広域連合選挙長告示第3号にて告示されました大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員選挙におきまして、大阪府町村議長会からの推薦により、私、村井が議員に選出されましたのでご報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

去る2日に開会して以来、本日までの16日間提出されました議案につきまして、慎

重にご審議いただき厚くお願い申し上げます。理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からのご指摘並びにご意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

それでは、これをもちまして、令和3年第2回太子町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時05分 閉会)

○議長（村井浩二君） 閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和3年第2回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

去る6月2日に開会して以来、本日まで16日間の会期中、議員の皆様方におかれましては、本会議並びに委員会におきまして慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおりご承認、ご議決並びにご同意を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、東京2020オリンピックが7月23日の開催まであと36日、パラリンピックの開催まであと68日となり、いよいよ目前に迫ってまいりました。オリンピック・パラリンピックにおける選手たちの活躍は、私たちにスポーツのすばらしさを実感させてくれると共に、夢や希望、感動を与えてくれます。

本町といたしましても、この東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、様々なスポーツを通じて、誰もが活躍できる共生社会や未来を担う子どもたちや若者に夢と感動を与えられる社会の実現につなげていきたいと考えております。

その取組の1つといたしまして、子どもたちがアスリートとの直接交流を通じてスポーツのすばらしさを実感し、夢や希望を持つことができるよう、現在、公民連携事業の1つとして、本町と包括連携協定を締結しておりますF.C.大阪様と連携し、プロサッカー選手による子どもサッカー教室などの事業を進めているところでございます。

ポストコロナ禍の新しい生活様式への対応や人口減少、少子高齢化など社会課題は複雑化、多様化している中、行政だけで解決できることには限界があります。一方、近年は民間企業による社会貢献活動への参加意欲の高まりやSDGsの考え方に賛同し、本業を通じて社会課題の解決に取り組む民間企業が増えております。

私の公約にも掲げている公民連携でSDGsとリンクしたまちづくりを進めていく上でも、社会課題の解決に熱意を持って取り組む民間企業と積極的に連携協働していくことはますます重要となっております。

本町としましては、引き続き大阪府の公民戦略連携デスクと連携し、民間企業とのネットワーク拡大を図ると共に、町から民間企業に対して提案や情報発信を強化すると共に、包括連携協定や事業連携協定の締結を進め、行政だけでは困難であった社会課題の解決を図ると共に、住民サービスの向上、地域の活性化、都市魅力の向上につなげてまいりたいと考えております。

又、現在進めております新型コロナウイルスのワクチン接種についてでございますが、高齢者の接種に関しましては、富田林医師会様のご協力もあり、順調に進んでおり、当初の予定どおり接種希望者については7月中に2回の接種を完了できる見込みとなっております。64歳以下の方への接種につきましても着実に進めており、明日18日には接種券を発送することとなっております。引き続き、住民の皆さんに一日でも早く安心して暮らしていただけるよう、できるだけ前倒しで取り組んでまいります。

最後になりますが、これから梅雨の本番を迎えることとなり、日に日にすっきりしない暑苦しい天候が続くこととなります。議員の皆様におかれましても、健康には十分ご留意され、引き続き町政発展のためご尽力賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） 本日はどうもご苦勞さまでございました。これにて散会といたします。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長 村 井 浩 二

太子町議会議員 中 村 直 幸

太子町議会議員 山 田 強